

第一部 総論

第一章 序説

欧米諸国は、第二次世界大戦の終了を契機として、急速に福祉国家の建設に乗りだした。わが国においても、福祉国家建設のための努力をかさね、福祉国家建設を政治の最高目標に掲げ、この基本的大方針のもとに、もろもろの施策を進めることを念願としている。いうまでもなく、福祉国家は、国民全体の一般的福祉を増進することを目標とするものであり、すでに、欧米諸国は、すべて福祉国家を樹立することを最高の使命と考え、社会経済の各分野において、いまや容易にゆるがすことのできない強固な基盤を打ち立ててきている。

ところで、福祉国家の追求するいわゆる福祉とは、具体的には何をいうのであろうか。それを明確にすることは必ずしも容易ではない。思うに、福祉国家の究極の目標は、国民の一人一人に高度の水準の生活と文化を保障することであろうが、福祉国家を追求している国々の当面の目標は、国の積極的な施策による貧困の追放にあることはほぼ疑いのないところである。これらの国家においては、経済の極端な自由放任によつてもたらされた大量の貧困の発生が、人間の自由と平等を単なる形がい(骸)に終わらせるに至つた経験にかんがみて、自由経済の体制を尊重しつつ、貧困を追放することこそ、人間の自由と平等を名実ともに保障するゆえんであり、このことをもつて国家に課せられた新しい務責であると認識しているのである。すなわち、福祉国家の追求する福祉とは、何よりもまず、人間が貧困から解放され、豊かな生活を享受することができる状態を意味するものと考えてよいであろう。

さて、基本的には自由経済の体制をとりつつ、しかも、貧困の恐怖から免れた豊かな社会とは、働く意志と能力のある者は、すべて働く場所を与えられ(完全雇用の達成)、雇用される者は、自らと家族の生活を支えるための賃金を確保することができ(最低賃金制の確立)、働く能力のない者は、その最低生活を保障され、疾病にかかつた者は、医療を保障され、その他貧困の原因となる事故におちいつた者には、貧困への転落を防止するための福祉の措置がとられる(社会保障、社会福祉施策の完備)という状態にある社会をいうのであろう。また、このような社会においては、疾病、無知、非行など、貧困とむすびつく害悪そのものについて、未然にその発生を防止するため、公衆衛生、環境衛生、教育などの公共サービスに最大の努力が払われ、このために必要な公共施設が整備されているであろう。このような福祉国家の理想とする社会状態をえがくならば、それに至るための条件について、およそ次のように要約することができよう。

(1) まず、完全雇用の達成と最低賃金制の確立を可能にするためには、一国の労働力人口をすべて吸収するに足る経済規模を有し、産業のそれぞれの部門が、最低賃金を保障するに足る高水準の生産を維持していることが必要である。そのような経済繁栄の状態を達成することは、まさしく経済政策の責務である。また、社会保障、社会福祉の充実、あるいは公衆衛生、環境衛生、教育などに関する高い技術と完備した施設をもつことも、経済力、財政力の裏づけをまつてはじめて可能であるから、この面においても、経済政策の発展が期待されるのである。

(2) 次に、働く能力のない者、疾病にかかつた者に対する社会保障を達成するための条件は、なんであろうか。完備した社会保障を可能にするために、一般に高い経済力を必要とすることは、右にも述べたとおりである。しかし、経済力は、社会保障の達成を可能にする条件ではあつても、それを積極的に推進する基本的な条件ではない。さらに、経済力の強弱のみが、社会保障の水準を規定するものでないことも、諸外国の実例がこれを実証しているようである。働く能力のないため所得のない者、働く能力が減退したため低所得である者、疾病のためその収入に比して支出が過重である者などに、国家的に確立した再分配機構を通じて所得を付与することは、自由経済の当然には知らざるところである。したがつて、社会保障を充実させるか否かは、基本的には、国民の間に、社会連帯の思想が、生存権尊重の理念が、どの程度に強く浸透しているかにかかつていといわなければならない。人間は、働く義務をもつ

とともに、市民として生きる権利をもつという思想が、国民の間に徹底し、稼得能力のない者を貧困のままに、疾病にあえぐ者をそのままに放置しておくことのできない精神が、社会的に組織化され、国家的に確立されるところにこそ、社会保障を成立させる基盤がある。

(3) 第三に、公衆衛生、環境衛生、教育、文化、レクリエーションなどに関するもろもろの公共サービスを充実し、これらに必要な公共施設を整備するための条件は、社会的な共同責任の思想(公共心)と計画的な合理精神の発展にあるといえよう。福祉に関する公共サービスの充実や公共施設の整備がもたらす効果は、必ずしも計測しがたいが、それが長期的に見て貧困の追放に至大の効果をもたらすことは、経験の教えるところである。個人消費や個別企業の投資支出を抑制しても、これらを整備することが、長期的には、より福祉をもたらすと判断される場合には、目先の効果にかかわらず、公共の立場から、あえてそれを実行するという考え方が徹底しなければ、そのための財源の調達は円滑に行なわれず、これらのサービスや施設は、つねに、経済の発展に取り残されがちとなるであろう。

以上を要するに、福祉国家の理想とする貧困から解放された豊かな社会を実現するためには、一面において経済の繁栄をもたらすべき経済政策が、他面において、思想とえい知の発展を裏づけとする社会保障や福祉のための公共サービスの諸施策が、その条件として必要とされるのである。

昨年度の厚生白書において、われわれが、福祉国家においては福祉計画がなければならないこと、経済計画と並んで福祉計画が樹立される必要があることを主張し、さらに、福祉計画において占める社会保障の重要性と厚生行政の長期計画を準備することについての必要性を強調したのは、かかる認識に基づくものであつた。その後、われわれは、厚生行政の長期計画の具体化について、慎重に作業を進めてきたのであるが、卒直にいつて、これを公表する段階にまで到達できなかつた。一つには、所得倍増に関する政府計画との関連から時間的に無理であつたことと、一つには、経済計画と異なつてその策定にこの計画特有の困難性が伴うことである。厚生行政の長期計画は、経済事情だけでなく、疾病の動向、親族扶養の動向などについての長期にわたる予測をも前提としなければならず、これらの予測をある程度計量化することも必要であると思う。また、国家財政の規模との関係や複雑な現行の社会保障のしくみの調整の要もあつて、この面においても、その策定には著しい困難性を伴うものである。しかしながら、長期的視野に立つて現在の社会保障制度をながめた場合、大まかにいつて、どのようなところに問題点があり、どういう方向に進むのが妥当であろうかというようなことを、一つの「試み」としてたどつてみることは、この白書で是非ともやらなければならない義務に似たものを感じるのである。

われわれは、以下の諸章において、社会保障制度の展望を試みたいと思うのであるが、そのまえに、福祉国家が貧困からの解放という目標を追求する道程においてとるべき二大政策、すなわち、さきにも述べたような経済成長政策と福祉政策(社会保障という言葉を引きわけて広く解すれば、社会保障政策といいかえてよい。)のいずれに優先する地位を与えるべきかという問題に触れておくこととしたい。それは、わが国のように、経済の水準がまだ完全雇用を達成するに至らない現状においては、高い水準の社会保障を行なうためにも、まず経済成長をはかるべきであり、むしろ社会保障は、経済水準を相当程度高めた後において、本格的に充実すべきだという論が、かなり広く行なわれていると思われるからである。すくなくとも、戦後、経済の復興を至上の命題とした時期において、そのような考え方が顕著であつたことは否定しがたいし、また、最近の目ざましい経済成長期においても、そのような主張が一部に有力であつたと思われる。われわれは、既刊の厚生白書において、社会保障を含む福祉政策が、いわば人間投資ともいふべき面をもち、長期的に、生産力の発展、経済の成長に対して、物的投資にまさるとも劣らない効果をもつことを論じた。また、社会保障独自の経済効果についても、いくたびかこれを論じたのである。しかるに、右に述べたような主張では、社会保障が経済成長に対して、むしろマイナスの効果をもつとさえ、考えられているようである。果たしてそうであろうか。

さて、右のような主張は、わが国の経済が高度の成長を維持するためには、原則として、高投資型の経済を維持することが望ましく、社会保障については、それが貯蓄性向のより高い高額所得者から消費性向のより高い低額所得者への所得の再分配を行なうことによつて、全体の経済を高消費型に導くであろうとする見解を前提とするものようである。すなわち、先進諸国におけるように、高度の供給能力ないし供給能力の過剰状態を背景として、消費を刺戟することにより、有効需要の維持ないし増大をはかろうとする経済の場合は、社会保障や公共サービスのための支出が、高水準の経済の維持とその成長に貢献するであろうが、このような状態にないわが国経済の現段階においては、どちらかといえば、社会保障の優先度は低いと考えられているのである。しかしながら、社会保障により付与された所得そのものが高額所得者の手もとにある場合に比して、より多く消費に向かうであろうことは首肯しうるとして

も、社会保障支出が、果たして全体の経済を長期にわたって高消費型に導くか否かについては、これを実証する裏づけを見いだしがたいのである。かえつて、社会保障の充実、生活の安定感をまし、合理的な生活設計の意欲を刺戟して、貯蓄を促進する傾向もあるといわれている。たとえば、アメリカにおいて、社会保障制度としての老齢年金の実施が、一般生命保険の契約を驚異的に増加させたという実例が伝えられているごときである。また、わが国経済がすう勢として高消費型に転ずることは好ましくないとしても、経済循環の過程において、短期的には供給能力過剰に基づく景気後退の時期も避けがたく、このような時期には、消費需要の増大が望ましいであろう。このような景気後退期に、賃金所得の低下に基づく消費需要の低下に対し、年金給付、医療給付などの諸支出が経常的に安定した消費需要をもたらす、失業保険については、失業増加のため失業保険給付に基づく消費需要をかえつて増大し、これらによつて、社会保障が不況の谷を一層深刻なものとするのを避けるのに役だつとするならば、それは、経済の安定を通じて、結局は、その成長に寄与するものであり、経済成長を重んずる立場に立つても、社会保障は、じゆうぶん支持されなければならないであろう。このように考えてくるならば、高度の生産力の発展を期待するわが国の経済の現状においても、社会保障の充実、その要請に反するものとはいえないであろう。そして、もし、社会保障が人的能力の向上という面を通じて、経済成長に測りがたい至大の効果をもつということに着目するならば、社会保障の充実、瞬時もこれをためらうべきではないのである。

次に、社会保障が経済成長にとつてむしろマイナスの効果をもつという他の議論として、社会保障は、社会心理的な面において、勤労による所得向上の刺戟を減退させ、経済成長に対してマイナスの効果を与えるという論については、どうであろうか。このような議論は、いわば常識的議論の域をでるものではなく、実証的な根拠を必ずしももつものではないが、実際的には、きわめて根強く世論の一部を形成していることは、疑い得ないのである。社会保障の拡充が勤労意欲を阻害するという点について最も注目すべき議論は、わが国のごとく低所得就業者の多い現状においては、生活保護の基準の引上げなどの措置が、これら就業者の勤労意欲を低下させる働きをもつというものである。しかしながら、経済の成長に即応して適正に保護基準を引き上げるならば、そのような事態をもたらすことはあり得ない。このことは、数次にわたる生活保護の保護基準の引上げにもかかわらず、被保護者数はかえつて低下していることから、うかがえるであろう。のみならず、極端な低所得就業者のうち相当数の者は、高齢者などの本来的には非労働力とみなされる者であり、これらの者が生活保護を受け、就労しなくなるに至つても、それは、むしろ、雇用の合理化に即するものであり、今日のわが国経済の現状においては、むしろ好ましい一面をもつといつてもよいであろう。また、本来的な労働力でありながら、低所得就業を余儀なくされている者については、勤労控除制度の活用によるほか、他の適切な施策が生活保護と並行して行なわれるならば、生活保護に甘んずるという無気力を避けさせることは可能であろう。生活保護制度が、最低生活を保障しているとはいつても、自己の生活水準をより高めたいとする人々の意欲は、よりよい条件での就業の機会を見のがすはずはないのである。社会心理的な面において正しい考察を加えるならば、医療に関する社会保険や、老齢、廃疾などに対する年金制度は、生活における不安感の除去によつて、安定した勤労をもたらす、さらに、公衆衛生、環境衛生、教育、文化、レクリエーションなどに関する公共サービス、公共施設の充実整備は、日常生活のための明るい環境を醸成して、労働の生産性向上に寄与するところがきわめて大きいというべきである。

以上、われわれは、社会保障の拡充が経済の成長にとつてむしろマイナスであるという考え方に反論し、社会保障が積極的に経済の成長に貢献する面に言及してきた。じゆうぶん長期的な視野に立ち、計測しがたい効果をも考慮に入れるならば、経済成長という角度から見ても、現在、社会保障を充実することの必要性は、われわれの考える以上に大きいのではなからうか。しかしながら、いうまでもなく、社会保障政策と経済政策の優先性を、このような角度からのみ判断することがすでに誤りをおかすものである。もともと、福祉国家における社会保障の実施は、基本的には、社会連帯と生存権尊重の思想から要請されるのであり、その要請は、いわば実利的判断を超越した絶対的なものに基づいているからである。われわれは、すでに本章のはじめにおいて、福祉国家が貧困を克服する過程は、経済の成長とともに、社会連帯と生存権尊重の思想の発展によつておしすすめられることを明らかにした。そして、このような思想の発展は、絶えざる社会保障の実践のうちに表現されてはじめてその動向を確認できるのである。福祉国家における社会保障の拡充は、そのような意義において理解されるものであつて、それは、まさしく、福祉国家の理念の表明そのものであるといつてもよい。社会保障拡充のもつような意義を考えるならば、「まず経済成長を、しかる後に、社会保障の拡充を」というような見解は、福祉国家において安易に述べられる余地がないといわなければならない。社会保障政策と経済成長政策を同じ秤にかけて、その優先度を見いだすことは、しよせん困難といわなければならない。もとより、経済政

策と社会保障政策は、福祉国家が貧困を追放する政策の二大支柱である以上、その政策の実践にあたって、相互にバランスをとらなければならないということはいうまでもない。われわれは、どのように両者のバランスをとるかについても、確定した尺度はもっていないが、福祉国家の道を歩む諸外国の実例を考慮し、国民生活の現状をしさいに分析することによつて、ある程度の幅はあつても、福祉政策の適正な規模の解明に近づくことはできるのではなからうか。われわれは、このようにしては握された規模の社会保障の実現を、あらゆる施策に優先して行なおうとすることこそ、福祉国家のとるべき賢明な態度であるというべきではなからうか。

われわれが以上のような所論を述べてきたのは、直接には、今日、一般にわが国の現状におい、減税、社会保障、公共投資の三つの施策が、最重点的にとりあげられるべきものとされるにあつて、そのいずれの施策に最高の優先性を与えるべきかの議論が、かなり広い世論の関心を集めている現状に注目したからにほかならない。それらの論議が、三者間のバランスについて、計数的にも妥当な線を見いだそうとするとき、それは、果てしない論議を生むであろう。しかし、われわれは、それらの論議が、単に経済効果という側面のみにおいて行なわれるという誤りにおちいらなければ、測りがたい収獲をもたらすであろうと確信する。なぜならば、これらの論議が、正しい仕方においてなされるならば、それを通じて、社会保障の本質についての理解は、ますます深められるであろうから。そして、そのことは、とりもなおさず、福祉国家の理念が、ますます濃密に、わが国政治、経済、社会の体質にとけこむことを意味するからである。厚生白書は、この三者の現在における優先性について、社会保障の最優先性を主張したい。厚生白書がそれを主張する理由は、目ざましい経済成長のすう勢を考慮するとき、国民生活の現状における明暗の度合が深まりゆくおそれをももつという白書の認識に基づいている。そしてまた、そのようなおそれに対して、厚生行政のなすべきことが山積しているという現状の認識に基づいている。

以下の諸章においては、それらのことを述べることとしたい。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第一節 人口の状態

一 人口の動き

近年におけるわが国の人口動態の特色は、多産多死型から少産少死型への移行である。この傾向は、大正九年頃から徐々に現われてきたが、少産少死型が本格化したのは、昭和二四、五年頃からのことである。すなわち、死亡率については、公衆衛生の発展と医学の進歩、普及によつて、乳児死亡率や結核死亡率の激減に典型的に見られるように、近年きわめて顕著な低下を示し、三四年には人口一、〇〇〇に対し七・四と、二二年に比し半減するに至つた。他方、出生率についても、終戦直後のいわゆるベビーブーム時代を過ぎた二五年ごろから、欧米の先進諸国にも先例のないようなきわだつた低下を見せ、三二年には人口一、〇〇〇に対し一七・二となり、死亡率と同様二二年のほぼ半数になつた。ところが、三三年になると、出生率は、それまでの傾向とは逆に反騰を示し、さらに、三四年も三三年より若干低下はしたものの、三二年よりはやはり高い数値を示している。しかし、このようなここ二、三年の現象は、多産型への傾向が再び強くなつたと見るべきではなく、むしろ、終戦直後の混乱期以後ほぼ安定した状態にあつた婚姻率(人口一、〇〇〇に対する婚姻件数の比率)が、三二年から再び上昇の傾向を示してきたという事情によるものと思われる。このことは、第一児と第二児の出生率がかなりの上昇を示し、したがつて、出生順位における低順位の出生数の全出生数に対する割合が著しく増加していることから、うかがうことができる(第一表参照)。

第1表 人口の動態

第1表 人口の動態

	人口	出生数	死亡数	自然増加数	婚姻件数	離婚件数	人口1,000につき		
							出生率	死亡率	自然増加率
30年	千人 89,276	千人 1,731	千人 694	千人 1,037	千件 715	千件 75	人 19.4	人 7.8	人 11.6
31	90,259	1,665	724	941	716	72	18.4	8.0	10.4
32	91,088	1,567	752	814	773	72	17.2	8.3	8.9
33	92,007	1,653	684	969	827	74	18.0	7.4	10.5
34	92,971	1,623	690	933	847	72	17.5	7.4	10.0

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第一節 人口の状態

二 婚姻と離婚

わが国の最近における婚姻の動向を見ると、昭和二四年ごろまでは、戦争の直後という特殊な事情もあつて結婚ブームの時代を現出したが、そのブームがおさまつてからしばらくは、ほぼ安定した状況を示してきた。しかし、さきにもふれたように、三二年から再び増加の道をたどるようになり、以後漸次この傾向が強まりつつある。一般に、婚姻は、社会経済的諸条件の影響を比較的強く受けるものとされているが、ここ数年間の婚姻の増加も、国民の所得水準の向上したことが大きな原因であると考えられる。なお、わが国の婚姻と年齢との関係を平均初婚年齢で見ると、三三年においては、夫が二七・〇才、妻が二四・二才である。これまでのすう勢を見ると、夫、妻ともわずかずつではあるが、しだいに、初婚年齢は高まりつつあり、また、夫妻間の年齢差は縮小されつつある。

次に、離婚の状況を見ると、終戦直後婚姻が著しく増加した時期には、離婚もまた増加し、人口一、〇〇〇に対し一・〇前後であつたが、その後はしだいに減少し、最近ではほぼ〇・八程度に安定している。しかし、昭和一〇年代においては、〇・六台であつたことと対比すると、なお高いといえよう。

第一部 総論

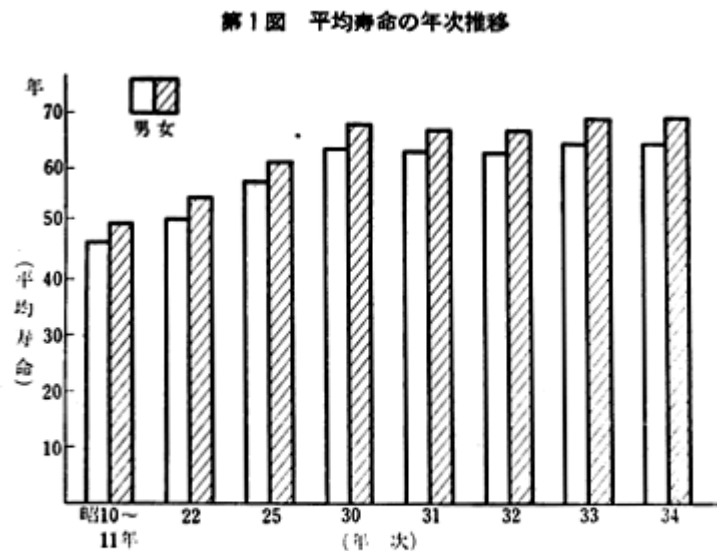
第二章 国民生活の現状

第一節 人口の状態

三 平均余命

国民の衛生的な水準を示す最も基礎的な指標として、平均余命についてふれておこう。ここに、「平均余命」というのは、男女年齢別の死亡率が今後も一定のものと仮定した場合に、ある年齢に達した者が今後生存すると期待される年数の平均値をいい、このうち〇才における平均余命を、特に「平均寿命」といつている。わが国の昭和三四年における平均余命を見ると、男女とも一才において最も長く、その後、年齢が高くなるにつれて、しだいに短くなっており、また、どの年齢についても、女子の平均余命が男子のそれよりも長くなっていることがわかる。次に、平均余命のうち、最も代表的な指標である平均寿命についてその推移を見ると、第一図のとおり、終戦以来逐年目ざましい上昇を示し、三四年には、男は六五・二年、女は六九・九年となり、それぞれ二二年のそれを一五年以上も上回るに至った。しかし、第二表からもわかるとおり、国際的に見れば、ノルウエー、オランダ、スウェーデンの三国のように、男女とも七〇年をこえている国もあり、わが国の平均寿命は、欧米諸国なみの水準には、なお隔たりがあるということが出来る。

第1図 平均寿命の年次推移



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) 「10~11年」は完全生命表により、その他の年次は簡易生命表による。

第2表 最近の平均寿命の国際比較

第2表 最近の平均寿命の国際比較

(単位:年)

	年 次	男	女
アメリカ(白人)	1956	67.3	73.7
(その他)	1956	61.1	65.9
イングランド・ウェールズ	1956	67.76	73.30
ノルウェー	1951~55	71.11	74.7
フランス	1952~56	65.04	71.15
スエーデン	1951~55	70.49	73.43
オランダ	1953~55	71.0	73.9
ニュージーランド(ヨーロッパ人)	1950~52	68.29	72.43
フィリピン	1946~49	48.81	53.36
日本	1959	65.21	69.88

資料: Demographic Yearbook 1958 による。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第一節 人口の状態

四 死因群別死亡率

わが国の死亡率の動向を死因群別の死亡率についてみることにしよう。この死因群別死亡率とは、死因をその性格により、A群からE群までの五つに分類し、それぞれの死因群ごとの死亡率をいう。ここに、A群とは、細菌感染による疾患であつて、公衆衛生の進歩に伴い比較的容易に死亡率を改善しうる疾患、B群とは、主として成人病といわれる疾患で、現在のところ死亡率の改善が困難な疾患、C群とは、妊娠、分娩、産じよくの疾患と乳児期の疾患、D群とは、外因死、E群とは、以上の四群に含まれない疾患である。第三表は、わが国における死因群別死亡率の推移を示したものであるが、このうち、A群についてみると、死亡率は、逐年目ざましい減少を見せ、昭和三四年には人口一〇万に対し二九・六と、昭和一〇年の六分の一に減少し、これに伴つて総死亡に対する割合も、一〇年の四二・七%から三四年には一六・一%と激減している。これに対し、B群についてみると、死亡率は、三四年に人口一〇万に対し三九四・七となり、二五年より漸増の傾向を示し、また、総死亡に対する割合も、二五年の三〇・八%から、三四年には五三・二%と激増している。ところで、一般に、衛生状態が改善されるに従つて、A群の死亡の総死亡に対する割合が減少し、B群の死亡の総死亡に対する割合が増加していくという性格を有している。この点からみれば、わが国の衛生状態は、近年著しく改善されてきたということができるのであるが、目を転じて国際的な比較を行なうならば、第四表の示すとおり、欧米諸国では、A群がおおむね一〇%以下、B群が六〇%以上となつており、わが国の衛生状態は、まだ改善の余地が大いにあることがうかがえよう。また、C群については、ほぼ欧米諸国の水準に達したが、その内容を見ると、妊産婦と乳児の死亡率は、なお相当高くなつており、この面での改善が要請されている。

第3表 死因群別死亡率および割合の年次別推移

第3表 死因群別死亡率および割合の年次別推移

(人口10万対)

	昭和10年		25年		30年		34年	
	死亡率	百分率	死亡率	百分率	死亡率	百分率	死亡率	百分率
総数	1,677.8	100.0	1,087.6	100.0	776.8	100.0	741.7	100.0
A群	716.2	42.7	387.0	35.6	158.1	20.4	119.6	16.1
B群	412.6	24.6	335.3	30.8	367.0	47.2	394.7	53.2
C群	130.7	7.8	79.2	7.3	42.8	5.5	30.8	4.2
D群	62.8	3.7	61.4	5.6	64.8	8.3	68.9	9.3
E群	355.5	21.2	224.7	20.7	144.0	18.5	127.8	17.2

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) 1. 表中の死因群の内容は、それぞれ次のとおりである。

A群：伝染病および寄生虫病、髄膜炎、インフルエンザ、肺炎および気管支炎(新生児肺炎を含む。)、胃炎、十二指腸炎、腸炎および大腸炎(新生児下痢を含む。)

B群：悪性新生物、良性新生物、中枢神経系の血管損傷、心臓の疾患、高血圧症、精神病の記載のない老衰

C群：妊娠、分娩および産後による合併症、先天奇形、新生児固有の疾患

D群：不慮の事故、自殺、他殺

E群：A、B、C、D群以外の全死因

2. 昭和10年のB群には高血圧症は含まない。

3. 昭和34年は概数である。

第4表 死因群別死亡数の割合の国際比較

第4表 死因群別死亡数の割合の国際比較

	年次	総数	A群	B群	C群	D群	E群
アメリカ	1957	100.0	6.0	67.7	5.5	7.3	13.5
イングランド・ウェールズ	1957	100.0	13.0	67.9	2.9	4.2	12.1
フランス	1957	100.0	9.9	61.9	3.1	6.9	18.3
オランダ	1957	100.0	7.5	65.6	4.5	5.8	16.6
ニュージーランド	1956	100.0	8.6	65.7	4.5	5.6	15.7
フィリピン	1956	100.0	42.5	25.6	9.3	2.8	19.7
日本	1959	100.0	15.3	55.6	4.9	9.3	14.8

資料：1. 日本は、厚生省統計調査部「人口動態統計(1958)」による。

2. アメリカは、Vital Statistics of The United States (1957)による。

3. イングランド・ウェールズは、Statistical Review of England and Wales (1957)による。

4. その他の国は、Demographic Yearbook(1958)、Epidemiological and Vital Statistics Report Vol. 12. No. 12による。

(注) この表の分類は、資料の関係から、第3表の分類と若干相違する。

最後に、D群の死亡の総死亡に対する割合が近年著しく増加してきており、国際的に見ても群を抜いて高いことに注意しなければならない。D群の内容が不慮の事故、自殺、他殺などによる死亡であることからすれば、いわゆる交通地獄とか、国民生活の不安定とか、社会保障の不完全とかいう事実がこの傾向に如実に反映しているものと考えられる。

ここで、わが国の特色を示すものとして注意すべきことは、結核と赤痢の死亡率の高いことをあげることができるであろう。すなわち、結核も赤痢も、他の疾病と同様に、終戦以来きわめて顕著な死亡率の改善が見られたが、第五表のとおり、欧米諸国の水準に比較すると、まだはるかに及ばない状況にある。まず、結核について、三四年に人口一〇万に対し三五・四で、二二年の死亡率の約五分の一となつたにもかかわらず、欧米諸国では、人口一〇万に対し一〇以下のところが多いことと比較すれば、まだきわめて高率であるといわなければならない。また、赤痢についても、同様のことがいえるのであつて、近年における顕著な減少にもかかわらず、三四年の死亡率は、人口一〇万に対し二・六で、欧米諸国では人口一〇万に対し〇・一以下であることに比し、きわめて高い数値を示している。

第5表 結核および赤痢の死亡率の国際比較

第5表 結核および赤痢の死亡率の国際比較
(人口10万対)

	年次	全結核	赤痢
アメリカ	1957	7.8	0.3
イングランド・ ウエールズ	1957	10.7	0.0
フランス	1957	27.4	0.1
オランダ	1957	4.7	0.0
ニュージーランド	1956	7.8	0.0
フィリピン	1956	100.7	3.6
日本	1959	35.4	2.6

資料：第4表に同じ。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第一節 人口の状態

五 将来人口の推計

これまで、人口の動きと死因群別死亡率の問題について述べてきたのであるが、それでは今後わが国の人口はいかなる推移を示すであろうか。

まず、この将来人口の推計について、若干の説明を加えておくことが理解を深めることになるので、ここでその方法を概説しておこう。将来人口を推計するためには、(1)基準年次における人口、(2)将来の出生率、(3)将来の死亡率の三つの要素が整っていなければならない。まず、基準年次における人口については、五年ごとに行なわれている国勢調査の結果により、性別、年齢別常住人口を定め、次に、将来の出生率と将来の死亡率については、わが国におけるこれまでの長期的なすう勢に世界各国の状況をも考え合わせてこれを仮定する。したがって、推計の三つの要素である基準年次の人口や将来の出生率、死亡率が変化してくる場合には、その推計もそれに合わせて当然に改訂していかなければならないわけである。

さて、厚生省人口問題研究所は、これまですでに何回かの推計を行なってきたが、最近まで用いられてきたのは、三二年五月に、三〇年の国勢調査の1%抽出集計結果による人口を基礎として推計したものであった。ところが、この推計行のなわれた三二年は、前に述べたように、二五年以来ずっと低下傾向をたどってきた出生率が最低の数値を示した年であったため、将来の出生率の仮定にあたって、低下速度がにぶるとしても、なお低下の傾向をたどるとする予想のもとに、それが定められたのである。しかるに、三三、四年に至つて出生率の反騰の傾向が見えはじめ、推計にあつての仮定とかなりの差異を生ずることとなつた。これに加えて、最近になつて三〇年の国勢調査の全数集計結果がでたこともあつて、今回新たな推計が行なわれることとなり、本年六月一日現在で、三〇年から四五年までの各年と、五〇年から九〇年までの五年ごとの人口が推計されることとなつたのである。

ここで、本年六月に行なつた推計(以下「新推計」とよぼう。)による将来人口の推移を、三二年五月の推計(以下「旧推計」とよぼう)のそれと対比させながら説明しておこう。第六表は、新推計と旧推計とを対比して示したものである。まず、総人口の推移を見ると、旧推計では、一億人をこえるのが四五年から五〇年までの間であつたのに対し、新推計では、これが数年間短縮され、四三年には一億人をこえるものとされている。また、その後における推移を見ても、旧推計では、六〇年まで増加を続け、最高約一億五〇〇万人になるとされていたのに対し、新推計では、旧推計より長く七〇年まで増加の傾向が続き、最高も約一億一、三〇〇万人に達するものとされており、人口増加の傾向は、新推計においては、旧推計に比較し強くなつてきているということができよう。

第6表 将来推計人口

第6表 将来推計人口
(単位：百万人)

	総数	0~14才	15~59才	60才以上
30年	(89.3) 89.3	(30.0) 29.8	(52.1) 52.2	(7.2) 7.2
35	(93.4) 93.9	(27.6) 28.0	(57.5) 57.6	(8.2) 8.3
40	(96.4) 98.2	(22.9) 24.7	(64.0) 64.0	(9.4) 9.5
45	(99.6) 102.2	(20.6) 23.2	(68.3) 68.2	(10.6) 10.8
50	(102.7) 106.3	(20.6) 23.5	(70.2) 70.7	(11.9) 12.1
60	(104.9) 111.8	23.2	73.9	14.7
70	(103.1) 113.3	20.4	73.6	19.3
80	(98.5) 112.1	19.5	69.3	23.3
90	(89.9) 107.5	18.4	62.8	26.3

資料：厚生省人口問題研究所35年6月1日推計の「男女年齢別推計人口」により、かつこ内は32年5月1日推計の「男女年齢別推計人口」による。

新推計に基づいて、今後における人口増加の推移を年齢三階級別に見ると、(1)年少人口の減少、(2)生産年齢人口の急増、(3)高齢人口の増加という傾向が示されている。すなわち、第七表のとおり、戦前の五年から一〇年では、増加人口の約四割が年少人口、約五割が生産年齢人口で占められ、高齢人口はわずかに一割弱にすぎなかつたのであるが、今後における推移を見ると、年少人口は減少を続ける一方、高齢人口は毎年漸増の傾向を示し、四五年から五〇年にかけては、増加人口の三割強にあたる二七万人(年平均)の増加を見、実数にして、昭和五年から一〇年の三・六倍を示すに至っている。また、生産年齢人口については、きわめて顕著な増加が予想され、三五年から四〇年には年平均一二九万人の増加となつて、五年から一〇年の増加数の二・六倍に達するものとされており、戦前の水準を下回るようになるのは、ようやく四五年から五〇年になつてからである。このような三階級別の将来人口の推移は、旧推計においても、ほぼ同様の傾向が示されていたが、新推計のそれと対比すると、生産年齢人口や、高齢人口にはさしたる差がないのに反し、前述のとおり、旧推計で出生率を低く仮定していたため、年少人口はかなり少なく推計していたことになる。したがつて、新推計においても、旧推計と同じように、年少人口は、漸減していくのであるが、その減少の度合いが相当弱くなつてきているのである。

第7表 年齢三階級別年平均人口増加の推移

第7表 年齢三階級別年平均人口増加の推移
(単位：千人)

	総人口	0~14才	15~59才	60才以上
5~10年	958	392	493	73
25~30	1,181	101	924	156
30~35	(819) 925	(△ 479) △ 354	(1,091) 1,070	(207) 209
35~40	(605) 869	(△ 935) △ 666	(1,300) 1,290	(240) 245
40~45	(636) 794	(△ 458) △ 300	(859) 843	(235) 251
45~50	(630) 822	(△ 2) 70	(375) 486	(257) 266

資料：第6表に同じ。

(注) 5年から10年は沖縄を除き、25年から30年は奄美大島を除く。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第二節 経済の一般的状態

一 概観

わが国の経済は、戦後一五年の間にまことに目ざましい発展をとげた。昭和三五年度の国民総生産は、一三兆円以上にのぼるものと推定され、実質額で、一〇年前に比べて二・四倍、五年前に比べても一・五倍に達し、経済成長率は、二二年度から二七年度で年率一一・五%、二八年度から三四年度で年率八・三%を示した。特に、三三年秋ごろ、いわゆる「なべ底景気」の底を脱してから、急激な発展をとげ、三四年度の鉱工業生産は、三〇年度のほぼ二倍近くに達し、三三年度に比しても二九・一%という高率を示し、なかでも機械工業は、テレビ、ラジオなどの耐久消費財と自動車を中心として、三三年度に比して実に五一%の上昇を示したのである。また、三四年度の農業生産も、従来最高を示した三三年度に比較しても、なお、三・四%の増加を見せ、最近の農業生産の成長率は、年率四%程度(三一年度から三四年度までの平均)に及んでいる。このような結果、三四年度の経済成長率は、約一七%という驚異的な発展を示し、さらに、三五年度も、ひきつづき一〇%前後というような成長を維持するものと予想され、また、国際収支も黒字を続け、三五年九月末の外貨準備高は、一六億五、〇〇〇万ドルの最高額を示しているのである。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第二節 経済の一般的状態

二 雇用

このように生産が急増した結果は、労働面においても労働力の需要関係を好転させ、石炭鉱業を除いては、雇用と賃金を大幅に上昇させ、労働省「毎月勤労統計調査」によれば、第八表のとおり、常用雇用指数は、三四年度において前年度より八・八%増加し、賃金水準も、前年度に比べて七・二%の上昇を示した。雇用の増加を産業別に見ると、建設業、製造業(特に金属機械産業)などの増加率が著しく、さらに、企業規模別に見ると、第九表に示すとおり、一〇〇人以上の規模の企業について、三四年の上半期と三五年の同期を比較してみると、雇用者は全体の五九・三%から六四・二%に増加し、全般的に大企業における雇用の割合がしだいに高くなっていることがわかる。しかしながら、労働省「労働異動調査」によれば、三三年末から三四年末の一年間に、製造業では、常用工の六%増加に比べ、臨時工は三九%と急増しており、いぜん身分の不安定な臨時工の増加率が常用工のそれに比べ高いことに問題があろう。さらに、注目すべきことは、このような前例を見ない好況時でさえ、まず第一に、労働力として求められるのは、比較的低賃金で雇用できる若年層が中心であること、第二に、中・高年齢層の労働需給バランスは、著しく不均衡を示していることである(第二図と第三図参照)。これは、主としてわが国の大企業の特徴である「生涯雇用」や「年功序列型賃金」の封鎖的な雇用制度に起因するところが大きいことによるものといえよう。

第8表 常用雇用指数推移

第8表 常用雇用指数推移
(30年=100)

	31年度	33年度	34年度
総数	109.4 (8.2)	122.5 (3.2)	133.3 (8.8)
鉱業	106.0 (5.3)	108.0 (△ 2.3)	103.5 (△ 4.1)
建設業	101.3 (2.1)	116.6 (5.0)	133.7 (14.2)
製造業	112.8 (11.1)	126.4 (1.0)	140.4 (10.9)
卸小売業	116.9 (13.8)	149.8 (11.4)	163.5 (9.1)
金融保険業	105.1 (3.9)	122.8 (11.1)	136.7 (11.0)
通運業	105.2 (4.7)	114.8 (3.4)	119.5 (4.0)
電気・ガス・水道業	99.8 (0.1)	103.8 (3.4)	105.8 (1.9)

資料：労働省「毎月勤労統計調査」の常用雇用指数(30人以上事業所)による。

(注) かつこ内は、対前年度上昇率(%)

第9表 企業規模別失業保険被保険者数

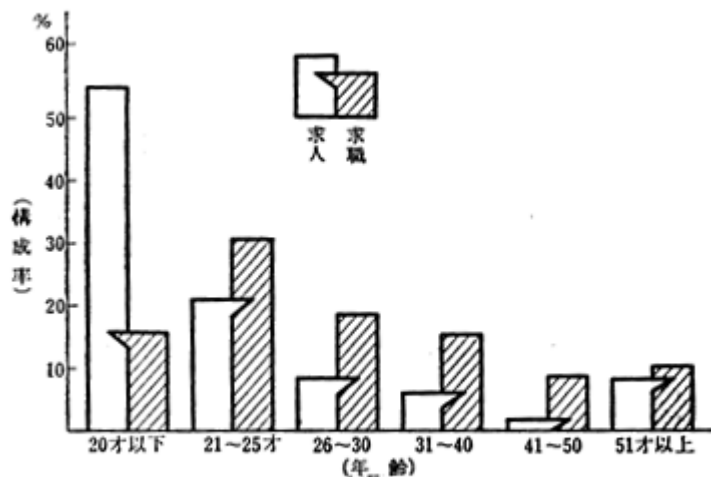
第9表 企業規模別失業保険被保険者数
(単位：千人)

年月	計	1~4	5~29	30~99	100~499	500~
34. 1	10,246	105	2,463	2,445	2,604	2,630
34. 7	11,188	108	2,617	2,671	2,904	2,888
(増加数)	942	3	154	266	300	258
	(100)	(0.03)	(16.3)	(24.1)	(31.9)	(27.4)
35. 1	11,426	120	2,676	2,720	2,934	2,975
35. 7	12,680	125	2,805	3,035	3,350	3,364
(増加数)	1,254	5	130	315	415	389
	(100)	(0.03)	(10.3)	(25.2)	(33.1)	(31.1)

資料：労働省「失業保険事業月報」による。

第2図 求人求職の年齢別構成(大阪府)

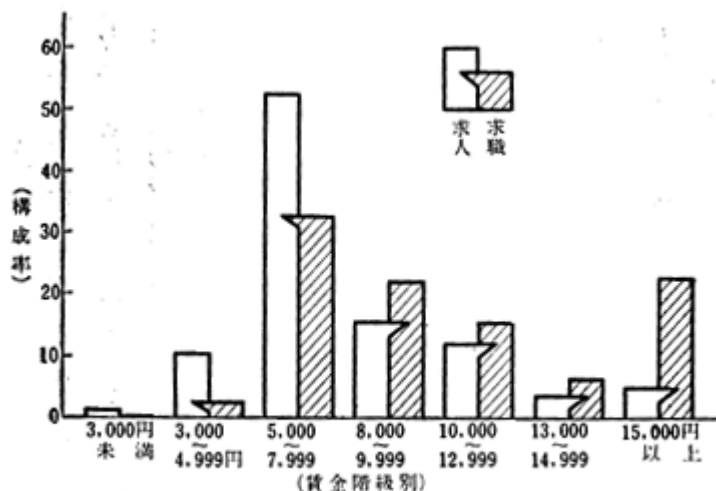
第2図 求人求職の年齢別構成(大阪府)



資料：1. 大阪府労働部「職種別労働力需給実態調査」(34年10月)による。
2. 求人の50才以上には年齢不問を含む。

第3図 求人求職の賃金階級別構成(大阪府)

第3図 求人求職の賃金階級別構成(大阪府)

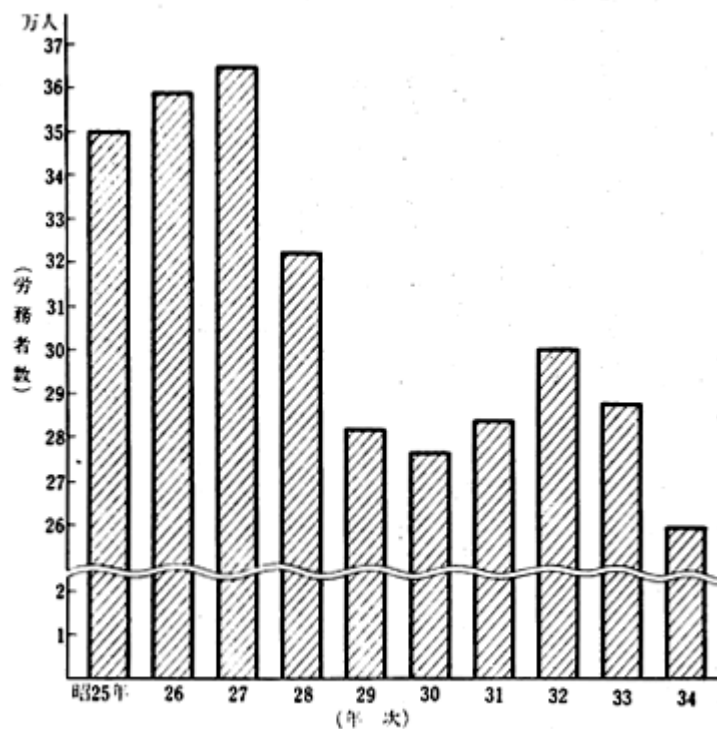


資料：第2図に同じ。
 (注)：求職者は前職の賃金を示す。

なお、三四年の失業の状況は、下半期を中心に著しい改善を見せた。すなわち、上半期に〇・三%とわずかながらふえた失業保険受給者の実人員は、下半期では二三・六%も減少し、年平均で見ると約四〇万人(対前年一一・二%)の減少を見、失業保険受給率(被保険者数と受給者実人員との合計に対する取給者実人員の割合)は、年平均三・六%となり、三二年のいわゆる神武景気たけなわの当時の三・三%にこそ及ばなかつたものの三一年の三・九%を下回り、特に、下半期は二・九%と戦後最低の値を示した。しかしながら、自動車、電子工業、石油化学など著しく生産の伸びた成長産業の背後には、石炭鉱業をはじめとする衰退産業があり、これらにおける失業問題の様相の深刻化は、忘れられない一面となつている。石炭鉱業における労働者数は、第四図のとおり、二七年を頂点として急激な減少傾向をたどり、今後も、企業合理化のためには、なお相当数の労働者の整理を覚悟しなければならないとされている。この結果生じた離職者については、高年齢者が多いため、他の労働への転換が急速には困難であり、また、多くの家族をかかえている関係上、職業転換にあつて住宅事情が思うようにならないことなどによつて、その再就職は必ずしも容易ではない。第一〇表から見ても、高年齢労働者になればなるほど就業率は低くなり、また、たとえ再就職しても条件が悪いため、ほかの職業に転じたいという希望が多い。本年一〇月の雇用審議会の炭鉱離職者対策に関する中間答申では、この問題に対する政府の積極的な施策を望んでいる。

第4図 石炭鉱業の実働労働者の推移

第4図 石炭鉱業の実働労務者の推移



資料：通産省「石炭統計月報」による。

第10表 男子石炭鉱業離職者の年齢階級別就業状況

第10表 男子石炭鉱業離職者の年齢階級別就業状況
(単位：%)

	34年8月 の就業率	現 職 内 容			再就職者 の転移 希望率
		常 用	臨 時	日 雇、 行 商、 その他	
総 数	54.9	53.3	27.8	18.9	48.3
30才未満	64.4	58.8	28.1	13.1	48.9
30~39才	65.7	57.8	25.0	17.2	53.8
40~49才	60.5	54.4	23.7	21.9	53.5
50~59才	43.3	40.6	32.6	26.8	39.2
60才以上	26.3	40.8	35.5	23.7	35.2

資料：労働省「筑豊地区石炭鉱業離職者実態調査」による。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第二節 経済の一般的状態

三 賃金

勤労者の賃金は、労働省「毎月勤労統計調査」によれば、昭和三四年度の賃金水準は二万二、六〇八円で、前年度に比して七・二%の上昇を示し、第一一表のとおり、石炭の不況を反映した鉱業を除いては、大幅な伸びを示した。しかも、この傾向は、中小企業にも示され、従来拡大の一途をたどっていた大企業と中小企業内の賃金格差が、わずかながら縮小した結果となつて現われたのであるが(第一二表参照)、この程度では、まだまだ問題にならないほどの縮小である。この格差縮小の原因としては、中小企業における企業経営の基盤の強化もさることながら、大企業、主として製造業において、新規の若年労働力に対する需要が活発になつたために、中小企業で若年労働力が不足するようになつたことと、最低賃金制度が普及してきたことなどが、直接、間接の契機と考えられるが、三四、五年度においては、新規の若年労働力の供給が大幅に減少しているという特殊事情もあるので、今後もこのように賃金格差がひきつづき縮小していくかどうかについては、相当の問題があるのではなからうか。

第11表 賃金(規模30人以上事業所)の推移

第11表 賃金(規模30人以上事業所)の推移
(30年=100)

	33年度	34年度
全産業	117.4 (3.9)	126.0 (7.2)
鉱業	130.8 (1.9)	136.9 (4.2)
建設業	127.0 (6.0)	136.6 (7.6)
製造業	117.2 (3.3)	128.0 (8.8)
卸売小売業	116.0 (3.9)	124.2 (7.0)
金融保険業	119.0 (4.2)	124.8 (5.9)
運輸通信業	119.0 (4.7)	126.2 (6.0)
電気・ガス・水道業	7.8	5.8

資料：労働省「毎月勤労統計調査」のうち
(30人以上の事業所)による。

(注) かつこ内は、対前年度上昇率(%)
である。

第12表 製造業規模別賃金格差の推移

第12表 製造業規模別賃金格差の推移

		500人 以上	100～ 499人	30～99人	5～29人
現金給与総額	31年度	100.0	71.9	56.1	-
	33年度	100.0	70.5	55.8	44.5
	34年度	100.0	69.9	57.1	45.3
定期給与	31年度	100.0	74.7	62.1	-
	33年度	100.0	73.7	62.1	51.2
	34年度	100.0	73.0	63.5	52.3
臨時給与	31年度	100.0	59.1	28.3	-
	33年度	100.0	56.3	27.8	-
	34年度	100.0	56.6	29.7	-

資料：労働省「毎月勤労統計調査」による。

(注) 1. 「5～29人」の賃金調査は32年7月以降実施された。

2. 本表には現物給与評価額を含まない。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第二節 経済の一般的状態

四 農家所得

わが国の農業の特徴は、零細な経営の規模のもとで、しかも多数の就業人口によつて農業生産が行なわれており、他産業に比較してその生産性の低いことは、すでに周知の事実である。第一三表は、非農家世帯である全都市勤労者世帯における世帯平均実収入と、全国農村における平均所得とを年次別に比較したものであるが、これによれば、昭和三一年以降、両者の格差は年々拡大しており、三三年度においては、一〇〇対八四まで低下してきているのである。いうまでもなく、農家所得は、農業所得と農外所得を合わせたものをいうが、農業所得は、年々の豊作にかかわらず、経営規模別に見てもあまり上昇を示していない。これに反して、農外所得の上昇は大きく、経営規模では、特に一町未満の階層において著しい。以上の両者を合わせた農家所得規模別状況を見ると、耕作反別一町未満の農家所得は、二町以上の農家所得に比べて、約二分の一程度となつている(第一四表参照)。

第13表 全都市勤労者世帯と農家世帯の所得の年次別推移

第13表 全都市勤労者世帯と農家世帯の所得の年次別推移

	全都市勤 労者世帯	全国農家	世帯当り (C)/ (A)
	世帯実収入 (A)	農家所得 (C)	
	円	円	%
29年	339,336	317,362	93.5
30	350,028	358,098	102.5
31	369,312	339,720	92.0
32	391,968	340,639	86.9
33	415,956	349,469	84.0

資料：全都市勤労者世帯は、総理府「実計調査」により、農家は農林省「農家経済調査」による。

(注) 全都市勤労者世帯は歴年、農家は年度である。

第14表 農家経営規模別所得消費の年次別推移

第14表 農家経営規模別所得消費の年次別推移

(単位：円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	
農業所得	0.5町未満	91.591 (100.0)	84.020 (91.7)	76.035 (83.0)	76.300 (83.3)
	0.5~1町	203.305 (100.0)	184.336 (90.7)	175.029 (86.1)	175.935 (86.5)
	1~1.5町	317.814 (100.0)	290.938 (91.5)	280.715 (88.3)	277.309 (87.3)
	1.5~2町	414.634 (100.0)	377.379 (91.0)	380.048 (91.7)	391.168 (94.3)
	2町以上	550.462 (100.0)	500.135 (90.9)	521.925 (94.8)	527.583 (95.8)
農外所得	0.5町未満	169.539 (100.0)	176.573 (104.1)	218.962 (129.2)	235.614 (139.0)
	0.5~1町	100.532 (100.0)	112.121 (110.5)	130.522 (129.8)	138.668 (137.9)
	1~1.5町	75.002 (100.0)	75.584 (100.8)	92.470 (123.3)	91.547 (122.1)
	1.5~2町	64.258 (100.0)	72.091 (112.2)	82.290 (128.1)	80.851 (125.8)
	2町以上	59.423 (100.0)	65.420 (110.1)	69.875 (117.6)	75.153 (126.5)
農家所得	0.5町未満	261.120 (100.0)	260.593 (99.8)	294.997 (113.0)	311.914 (119.5)
	0.5~1町	303.837 (100.0)	295.457 (97.2)	305.551 (100.6)	314.603 (103.5)
	1~1.5町	392.816 (100.0)	366.522 (93.3)	375.185 (95.0)	368.856 (93.9)
	1.5~2町	478.888 (100.0)	449.470 (93.9)	462.338 (96.5)	472.019 (98.6)
	2町以上	609.885 (100.0)	565.555 (92.7)	591.860 (97.0)	602.736 (98.8)
家族計費	0.5町未満	241.193 (100.0)	249.816 (103.6)	275.044 (114.0)	285.197 (118.2)
	0.5~1町	275.531 (100.0)	284.011 (103.1)	300.375 (109.0)	302.622 (109.8)
	1~1.5町	339.131 (100.0)	342.403 (101.6)	349.904 (103.2)	352.456 (103.9)
	1.5~2町	390.994 (100.0)	398.436 (101.9)	418.786 (107.1)	412.101 (105.4)
	2町以上	479.992 (100.0)	494.920 (103.1)	511.264 (106.5)	500.088 (104.2)

資料：農林省「農家経済調査」による。

このように、農家世帯においては、農業所得の生産性の低位を農外所得で補充するという形において、農家所得の向上を維持し、この傾向は、耕作反別の少ない農家において特にはなはだしい。この状況は、農家世帯員で非農業部門へ新規に就職した者が三四年度中に総数六四万人を数え、前年度に比べて二一%の増加となつてゐること、そして、非農業部門へ新規に就職した者の特徴としては、離村しないで通勤する者が大幅にふえたこと、なかでも、経営主、あととりで通勤するものが大幅に増加したことなどによつても、うかがい知ることができる(第一五表参照)。

第15表 農林漁家世帯員の産業別就職状況(非農林漁業部門への就職者)

第15表 農林漁家世帯員の産業別就職状況
(非農林漁業部門への就職者)

(単位:百人)

	33 年 度		34 年 度		34/33
	人 員	割 合	人 員	割 合	増 加 率
新規就職者総数	5,273	100.0	6,398	100.0	121.3
{ 離 村	3,828	72.6	4,109	61.2	107.3
{ 通 勤	1,445	27.4	2,289	35.8	158.1
		(100.0)		(100.0)	
19才以下	2,912	55.2	3,054	47.7	104.9
{ 離 村		(76.1)		(74.3)	
{ 通 勤	1,035	19.6	1,484	23.2	143.4
{ 計	3,947	74.9	4,538	70.9	115.0
		(71.6)		(64.8)	
20才以上	916	17.4	1,055	16.5	115.2
{ 離 村		(23.9)		(25.7)	
{ 通 勤	410	7.7	805	12.6	196.3
{ 計	1,326	25.1	1,860	29.1	140.3
		(25.1)		(35.2)	
経営主	448	8.5	493	7.7	110.7
{ 離 村		(11.7)		(12.0)	
{ 通 勤	358	5.8	674	10.5	188.3
{ 計	806	15.3	1,167	18.2	144.8
		(24.8)		(29.4)	
その他家族	3,380	64.1	3,616	56.5	107.0
{ 離 村		(88.3)		(88.0)	
{ 通 勤	1,087	20.6	1,615	25.3	148.6
{ 計	4,467	84.7	5,231	81.8	117.1
		(75.2)		(70.6)	

資料:農林省「農林漁家就業動向調査」による。

- (注) 1. 就職者のなかには、短期的な出稼ぎによる離村および不定期雇用による通勤は含まれないが、就職先未定で離村したもの(求職離村)は含まれる。
2. かつこ内の割合は、離村通勤別にそれぞれ100とした場合の割合である。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第二節 経済の一般的状態

五 労働時間

雇用者の労働時間について、労働者「毎月勤労統計調査」からながめてみると、景気の変動にしたがつて、相当の伸縮を見ており、現に、昭和三一年や三四年の好況期には、労働時間のかなりな増加をもたらしている。しかしながら、技術革新の進展は、かなりの労働力の節約をもたらすであろうことを考えると、長期的には、労働時間の短縮化へ向かうであろう(第一六表参照)。三四年の特徴を見ると、規模の小さい事業所の労働時間数が、大規模事業所のそれに比べて長いことは、従来と変わらないが、三三年に比べて格差はわずかに縮小し、五〇〇人以上の大規模事業所を一〇〇とした場合、一〇〇人から四九九人が一〇五・四から一〇四・八に、三〇人から九九人が一〇九・五から一〇九・一となつた。

第16表 労働者1人当たり月間労働時間の推移

第16表 労働者1人当たり月間労働時間の推移
(単位：時間)

	総実労働時間数	所定内労働時間数
28年平均	194.4	-
29	193.6	177.5
30	194.8	178.4
31	199.3	180.1
32	148.3	178.4
33	198.0	179.6
34	200.1	179.2

資料：労働省「毎月勤労統計調査」による。

次に、農家世帯の労働時間を農家経済調査からながめてみると、農業の機械化などを通じてしだいに減少してきている(第一七表参照)。水田一反当たりの投下労働時間についても、二五年を一〇〇とした場合、二八年は九三、三一年は九〇、三二年は八七と著しく減少している。また、主婦が家事作業についてやす時間についても、全国的な調査資料はないが、三四年二月に労働省婦人少年局が「主婦の自由時間に関する意識調査」の付帯調査として実施した生活結果によれば、神奈川県における工場労働者世帯の主婦の家事的生活時間は、九時間一分であるのに対し、対象者は異なるが、同じく婦人少年局が二六年に京浜地区で行なつた工場労働者家族の実態の調査を見ると、一〇時間五分で、主婦が生活合理化による家事労働の負担からときはなされつつある状態を示している。

第17表 全国1戸当たり平均年間自家農業労働時間

第17表 全国1戸当たり平均年間自家農業労働時間
(単位：時間)

	労働時間
27年度	5,056
28	4,935
30	4,776
31	4,686
32	4,070
33	3,926

資料：農林省「農家経済調査」による。

このような国民各層における労働時間の短縮化の傾向は、必然的に余暇時間の増大をもたらす。このようにして生み出された余暇が、社会生活のわずらわしさや労働から生ずる疲労をときほぐすために有効に用いられなければならないことはいうまでもない。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第三節 消費の状態

一 一般消費生活

最近のわが国経済の著しい発達は、前述のように、賃金水準の上昇や雇用機会の増大をもたらし、国民所得の増加とともに、個人消費も、全般的には順調な伸びを示してきた。昭和三四年度の個人消費水準は、第一八表に示すとおり、全国平均で前年度の水準を四・八%上回り、都市では四・七%、特に農村では二八年度以来の最高の五・〇%の増加を見た。農家の消費水準が著しく向上したのは、豊作による農業所得の増加と兼業による所得の増加が大きかったからである。そして、この消費内容を見ると、都市、農村ともに家具じゅう器に対する支出の増加(対前年増加率は都市三〇%—農村五三%)が顕著であり、その内訳は、テレビ、電気冷蔵庫などの耐久消費財が中心となつている。すなわち、経済企画庁の「消費者動向予測調査」によると、三四年一年間にテレビを購入した世帯は、都市世帯で二〇・三%、農家世帯で六・六%を示し、いわゆる消費革命というにふさわしい状態が続いていることを物語っている。しかしながら、ここで注意しなければならないのは、都市と農村の消費水準の格差の問題であり、前述の第一八表によつても、三〇年を一〇〇とした場合、都市の消費水準は、三四年度までに二四・一%の上昇を見せているのに対し、農村では、一四・一%にすぎない。しかも、この格差は、単に都市と農村の間だけでなく、都市の勤労者世帯のなかでも職員と労務者の間でも、第一九表のとおり、かなりの格差があることを知るのである。

第18表 国民消費水準

第18表 国民消費水準
(30年=100)

	都 市 (全都市 全世帯)	農 村 (全国農家)	全 国
30 年 度	101.6 (105.7)	102.5 (102.2)	102.0 (104.3)
31	106.0 (104.3)	104.3 (101.8)	105.3 (103.2)
32	111.0 (104.7)	106.1 (101.7)	109.0 (103.5)
33	118.5 (106.8)	108.7 (102.5)	114.6 (105.1)
34	124.1 (104.7)	114.1 (105.0)	120.1 (104.8)

資料：経済企画庁調査局「全国都市、農村消費水準」による。

- (注) 1. 全国は都市、農村を6対4のウェイトで加重平均した。
2. 30年を100として各年度の指数を表わす。
3. かつこ内は対前年度比。

第19表 実収入5分位階層別および職員労務者別の消費支出

第19表 実収入5分位階層別および職員労務者別の消費支出

	消費支出			対前年増加率			
	32年平均	33年平均	34年平均	32年平均	33年平均	34年平均	
平均	円 26,092 (100.0)	円 27,799 (106.5)	円 29,375 (112.6)	% 7.7	% 6.5	% 5.7	
実収入5分位階層	I	14,859 (100.0)	15,572 (104.8)	16,239 (109.3)	4.3	4.8	4.3
	II	19,727 (100.0)	20,870 (105.8)	21,988 (111.5)	5.8	5.8	5.4
	III	24,126 (100.0)	25,607 (106.1)	27,372 (113.5)	6.4	6.1	6.9
	IV	29,312 (100.0)	31,348 (106.9)	33,580 (114.6)	7.3	6.9	7.1
	V	42,438 (100.0)	45,611 (107.5)	47,697 (112.4)	10.9	7.5	4.6
職員	29,200 (100.0)	31,348 (107.4)	33,056 (113.2)	-8.8	7.4	5.4	
労務者	21,650 (100.0)	22,911 (105.8)	24,373 (112.6)	4.9	5.8	6.4	

資料：総理府「昭和34年家計調査年報」のうちの全都市勤労者世帯による。

右のように、最近における経済の顕著な成長に伴い、個人消費も順調に伸び、国民生活が向上発展しているにもかかわらず、各階層の消費水準に種々の格差があるのを見たのであるが、ここで、われわれは、いわゆる低所得者層の実態について言及しておこう。

わが国の低所得者層の最下限をなすものは、被保護階層であるが、被保護世帯の消費水準を一般世帯のそれと比較してみると、第二〇表でもわかる通り、再三にわたる生活保護基準の改訂にもかかわらず、両者の開きは年々拡大し、三四年では前者は後者の三九・九%を占めるにすぎない。これら生活保護人員は、三五年六月現在、六〇万五、〇〇〇世帯、一六三万八、〇〇〇人を数え、わが国総人口の一・七六%を占めているわけであるが、厚生省で毎年四月に実施している「厚生行政基礎調査」によつて、被保護階層とほぼ同程度の消費水準にある低所得者層をながめると、第二一表のとおりとなつていて、年々減少してきているものの、なお、三四年四月現在、一六〇万世帯、六八五万人の多きを数え、国民のうち世帯にして七・四%、人口にして七・五%を占めているのである。この調査によつて、世帯業態別に支出階級別の分布状況を見ると、第二二表のとおりで、一万円未満の世帯の占める割合は、耕地面積三反未満の世帯のうちその他の世帯が五四・四%、日雇労働者世帯が四九・〇%、家内労働者世帯が、三六・七%を占めており、低所得者層にはいわゆる不安定就業層が多いことを物語っている。なお、この推計は、被保護世帯の平均消費水準を低消費の基準として推計したものであり、三四年における五人世帯の低消費基準(現金消費基準)は、耕地面積三反以上の世帯で、五、七六五円、三反未満の世帯で九、九八三円となつているが、この調査は、単なる聞き取りによるものであるため、消費水準(現金支出額のみに限る。)といつても、多少過少申告の傾向があると考えられるので、取扱い上若干の考慮を要する。

第20表 一般世帯に対する被保護世帯(東京)の生計費の推移

第20表 一般世帯に対する被保護世帯(東京)の生計費の推移
(年間1か月平均)

	被保護世帯			勤労者世帯			割合 (A) (B)
	世帯 人員	消費支出	1人当たり (A)	世帯 人員	消費支出	1人当たり (B)	
29年	4.0	10,852	2,713	4.75	26,856	5,654	48.6
30	4.0	10,903	2,726	4.69	27,947	5,959	45.7
31	4.1	10,982	2,679	4.41	28,094	6,371	42.5
32	4.0	11,511	2,878	4.39	31,202	7,108	40.5
33	4.0	12,186	3,047	4.44	33,549	7,556	40.3
34	4.3	13,400	3,116	4.45	34,713	7,801	39.9

厚生省社会局調

- (注) 1. 被保護世帯は、厚生省社会局「被保護者生活実態調査」による労働者世帯であり、勤労者世帯は総理府統計局「家計調査」による勤労者世帯である。
2. 被保護世帯は年度、勤労世帯は暦年である。
3. 前年度白書においては、実支出により比較したが、この白書においては、消費支出により比較した。

第21表 低消費水準世帯数の推移

第21表 低消費水準世帯数の推移

	全国推計世帯数			全世帯に占める割合		
	総数	3反以上	3反未満	総数	3反以上	3反未満
29年	千世帯 2,036	千世帯 643	千世帯 1,392	% 11.1	% 12.8	% 10.5
30	2,042	714	1,329	10.8	14.1	9.6
31	2,062	701	1,361	10.2	13.2	9.1
32	1,923	597	1,326	9.3	11.2	8.6
33	1,688	548	1,140	8.1	10.6	7.2
34	1,603	493	1,110	7.4	9.6	6.7

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」による。

第22表 世帯業態別支出階層別世帯分布の状況

第22表 世帯業態別支出階層別世帯分布の状況

(単位：%)

支出階級	総数	耕地面積3反以上の世帯				耕地面積3反未満の世帯					
		総数	専業世帯	常用労働者がいる兼業世帯	その他の兼業世帯	総数	事業経営者世帯	常用労働者世帯	日労働者世帯	家内労働者世帯	その他の世帯
2,000円未満	0.6	0.3	0.5	0.1	0.1	0.7	0.1	0.5	0.5	0.6	3.1
2,000～3,999	3.7	3.1	4.2	0.4	2.3	3.9	0.5	3.3	4.7	4.7	11.9
4,000～5,999	6.8	7.5	9.8	2.6	6.1	6.6	1.8	6.2	11.8	8.9	14.0
6,000～7,999	7.6	9.6	11.4	5.0	9.9	7.0	2.6	5.9	16.6	12.3	13.9
8,000～9,999	7.5	9.7	10.8	6.6	10.8	6.8	3.6	6.0	15.4	10.2	11.5
10,000～14,999	19.7	26.1	26.5	24.2	27.2	17.8	14.2	16.8	29.0	21.6	22.9
15,000～19,999	17.8	18.5	16.7	23.4	17.7	17.5	17.1	19.2	13.4	16.7	11.0
20,000～24,999	14.3	11.9	9.7	17.8	11.0	15.0	18.1	16.8	5.2	11.4	5.8
25,000～29,999	7.8	5.2	3.8	8.2	6.1	8.6	1.6	9.6	2.0	6.1	2.2
30,000～39,999	8.8	5.0	4.1	7.5	5.2	10.0	17.7	10.0	1.0	5.0	2.3
40,000円以上	5.3	3.1	2.5	4.2	3.6	6.0	12.7	5.6	0.3	2.4	1.2
不詳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2
平均世帯人員	4.2	6.0	5.8	6.4	6.3	3.7	4.8	3.5	3.8	3.6	2.7

資料：厚生省統計調査部「昭和34年厚生行政基礎調査」による。

次に、貯蓄についてながめてみよう。経済企画庁の国民所得統計によれば、第二三表に示されるとおり、戦前昭和九年から一一年までの平均で、個人貯蓄は、個人可処分所得の一五・一%を占めていた。しかるに、第二次大戦の敗戦、それに続く戦後の窮乏により、生活するのに追われ、戦前の貯蓄もすべて消費してしまうような時代が続いたのである。さらに、戦後のインフレーションは、貨幣価値を暴落せしめ、貯蓄の意欲さえ失わしめた。しかし、その後経済が復興し、国民生活が安定するにつれて、再び貯蓄率は増加しはじめ、最近では、「マネー・ビルの時代」といわれるように証券投資なども盛んに行なわれるようになって、三二年度以降は、戦前の水準をりようがするに至った。

第23表 貯蓄性向の年次別推移

第23表 貯蓄性向の年次別推移

(単位：9～11年 百万円
22年以降 10億円)

	個人可処分所得 (A)	個人消費支出 (B)	個人貯蓄 (C)	平均消費性向 (A)	平均貯蓄性向 (C)
9～11年	12,933	10,962	1,971	84.8	15.1
22年度	875.2	915.1	△39.9	104.6	△4.6
24	2,218.1	2,261.1	△43.0	101.9	△1.9
25	2,781.9	2,397.3	384.6	86.2	13.8
30	5,905.6	5,085.0	820.6	86.1	13.9
31	6,393.9	5,452.8	941.1	85.3	14.7
32	6,978.5	5,897.6	1,080.9	84.5	15.5
33	7,411.3	6,240.9	1,170.4	84.2	15.8

資料：経済企画庁「国民所得統計」による。

(注) 個人貯蓄は「個人可処分所得」から「個人消費支出」を控除した額

また、総理府の「家計調査」によつて都市勤労者の状況を見てみると、三四年において、一か月平均実収入三万六、八七三円、可処分所得(実収入から非消費支出—税、社会保険の保険料などを差し引いたもの)三万四、一二二円のうち、貯金純増(貯金から貯金引出しを差し引いたもの)一、七〇六円、保険純増(保険掛金から保険取り金を差し引いたもの)一、二九〇円となつており、前年に比し、それぞれ一七%、一三%の増加を示し、年々増加の傾向にあることを示している。また、この都市勤労者世帯を対象

として行なつた「貯蓄動向調査」によつて三二年と三四年を比較してみると、総額で四四%の増となつており、その内訳は、預貯金が二〇%、生命保険、郵便年金が三五%、株式、債券が四七%の増加を示しているのに対し、投資信託、貸付信託、金銭信託では実に三・九倍の増加を見せており、証券投資の大衆化を反映している。

このようなわが国の貯蓄率は、国際的に見ても非常な高水準にあるといわれているのであるが、この高水準の原因としては、勤儉貯蓄を美德とする伝統的観念や将来の生活に対する不安感をあげることができよう。しかしながら、この高貯蓄率は、あくまでも平均的にながめた場合であつて、これを所得階層別に見ると、第二四表に示されるとおり、比較的所得と目される第I階層と第II階層に属する世帯では、貯金の純増がまったくなく、または減少しているという実態が明らかにされている。このことは、わが国の国民生活の内部に、一方において、老後のための準備として生命保険をかけているものが七八%、預貯金をしている者が五四%にも及んでいる(三三年一月、労働省婦人少年局調査「社宅に住む労働者の妻の意見」より)という事実があるにもかかわらず、他方において、低所得のために預貯金をする余裕すらもつていないという現実があることを物語っているものといえよう。

第24表 実収入5分位階層別および職員労務者別の貯金と保険純増額

	貯 金 純 増						保 険 純 増						
	実 数			対前年増加率			実 数			対前年増加率			
	32年 平均	33年 平均	34年 平均	32年	33年	34年	32年 平均	33年 平均	34年 平均	32年	33年	34年	
平 均	円 1.383	円 1.454	円 1.706	% 38.4	% 5.1	% 17.3	円 979	円 1.143	円 1.290	% 11.6	% 16.8	% 12.9	
実階 収入 5 分位層	I	△ 790	△ 804	△ 698	-	-	366	416	491	24.9	13.7	18.0	
	II	△ 25	△ 90	151	-	-	680	805	899	10.9	18.4	11.7	
	III	511	590	837	81.9	15.5	41.9	920	1,071	1,227	4.9	16.4	14.6
	IV	1,556	1,483	1,766	45.8	4.7	19.1	1,240	1,413	1,531	17.2	14.0	8.4
	V	5,661	6,096	6,471	31.9	7.7	6.2	1,694	2,011	2,302	9.8	18.7	14.5
職 員	1,710	1,790	2,009	47.5	4.7	12.2	1,131	1,326	1,503	11.8	17.2	13.3	
労 務 者	919	995	1,300	18.7	8.3	30.7	765	893	999	10.5	16.7	11.9	

資料：総理府「家計調査」のうちの全都市勤労者世帯による。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第三節 消費の状態

二 消費内容の諸相

われわれは、前項において、都市対農村の消費水準の比較、都市世帯における収入階層別消費水準の比較、厚生行政基礎調査における全国世帯の消費水準の分布の比較、都市の一般世帯と被保護世帯との平均消費支出水準の比較などを手がかりとして、国民消費の状態をながめてきた。そして、これらの比較から、国民の一般消費水準は、その水準の高い階層から、順次、最低消費水準の階層、すなわち、被保護階層に至るまで、その間に相当の広い幅をもっていることを知った。

次に、われわれは、地域別、階層別の個人消費生活の内容に立ち入つてながめることにしよう。いうまでもなく、個人消費の内容は、主として家計調査の資料を利用する以外にない。わが国で行なわれているこの種の調査には、都市世帯を対象とした総理府の「家計調査」、農家世帯を対象とした農林省の「農家経済調査」、被保護世帯を対象とした厚生省の「被保護者生活実態調査」などがある。ここで比較しようとするのは、この三つの調査の対象のうち、家計調査は全都市勤労者世帯、農家経済調査は全府県農家世帯、被保護者生活実態調査は東京都の被保護勤労者世帯であり、地域が異なるほか、調査方法に若干の相違があるので、そのまま対比することは問題であるが、一つの試みとして比較してみよう。

まず、全都市勤労者世帯、農家世帯、被保護世帯の各家計支出における費目別構成比を見よう(第二五表、第二六表と第二七表参照)。これによると、最も特徴的なのは、消費支出のなかに占める食料費の割合、すなわち「エンゲル係数」であつて、一般勤労者世帯の平均では、最近数年間急速に低下を続け、昭和三四年四〇%を割っているのに対し、農家世帯平均では、三三年で約四七%と比較的高く(農家経済調査の三四年分は未発表であるので、便宜上三三年分の資料によつた。)、被保護世帯では、三四年で五八%を示し、ここ数年間若干の低下を見せたものの、いぜんとしてこの線に低迷を続けている。このうち、都市勤労者世帯のエンゲル係数を実収入階層別に見ると、収入額の最も低い階層である第Ⅰ階層では約五一%、第Ⅱ階層四六%、第Ⅲ階層四二%、第Ⅳ階層三九%、第Ⅴ階層三三%を示し、上下の階層間には約一八%の幅をもっている(第二八表参照)。なお、その他の費目の構成割合については、エンゲル係数におけるほど顕著な特徴がなく、また、住居費の比率をめぐつて諸種の議論があるので、階層間相互の比較については、これを省略するが、都市勤労者世帯においては、住居費の割合が増加していることが注目される。これは、後に述べるように、電気器具を中心とする家具じゅう器に対する支出の増加を反映するものである。このように、国民の消費生活は、エンゲル係数を指標とした家計費の支出構成からながめると、全般的には、経済の発展に応じて年々向上を示しているが、これを階層別に見ると、生活程度に相当の差があることがわかるのである。

第25表 全都市勤労者世帯年間1か月平均家計費の推移

第25表 全都市勤労者世帯年間1か月平均の家計費の推移

	消費支出	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費	世帯人員
	円	%	%	%	%	%	人
29年	23,067 100.0	45.5	5.8	5.0	12.6	31.1	4.80
30	23,513 100.0	44.5	6.1	5.0	12.2	32.2	4.71
31	24,231 100.0	42.9	7.2	4.9	12.6	32.4	4.47
32	26,092 100.0	41.9	7.6	4.9	12.7	32.9	4.44
33	27,799 100.0	41.2	8.9	4.6	12.1	33.2	4.46
34	29,375 100.0	39.8	9.9	4.5	12.0	33.8	4.41

資料：総理府「家計調査」のうちの全都市勤労者世帯による。

第26表 農家世帯年間1か月平均の家計費の推移

第26表 農家世帯年間1か月平均の家計費の推移

	家計費	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費	世帯人員
	円	%	%	%	%	%	人
29年	24,977 100.0	49.1	12.1	4.8	11.2	22.8	6.22
30	25,816 100.0	49.4	11.8	4.6	10.8	23.4	6.19
31	26,544 100.0	49.0	11.8	4.5	10.7	24.0	6.16
32	26,424 100.0	47.9	11.2	4.7	11.0	25.2	5.87
33	26,829 100.0	47.4	11.6	4.4	10.8	25.8	5.81

資料：農林省「農家経済調査」による。

第27表 被保護世帯勤労者(東京)年間1か月平均の家計費の推移

第27表 被保護世帯勤労者(東京)年間1か月平均の家計費の推移

	消費支出	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	雑費	世帯人員
	円	%	%	%	%	%	人
29年	10,852 100.0	58.9	5.4	6.7	8.7	20.3	4.0
30	10,903 100.0	58.3	7.5	7.0	7.8	19.4	4.0
31	10,982 100.0	59.3	7.8	7.0	7.4	18.5	4.1
32	11,511 100.0	58.1	9.3	7.0	7.5	18.1	4.0
33	12,186 100.0	56.6	9.9	6.4	8.2	18.9	4.0
34	13,400 100.0	57.6	9.7	5.4	7.9	19.4	4.3

資料：厚生省「被保護者生活実態調査」のうちの東京の勤労者世帯による。

(注) 被保護世帯の医療費は、現物給付であり、雑費の中に含まれていない。

第28表 実収入5分位階層別および職員労務者別のエンゲル係数などの比較

第28表 実収入5分位階層別および職員労務者別のエンゲル係数などの比較

項目	エンゲル係数			34年平均費目別対前年増加率					
	32年平均	33年平均	34年平均	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費	
平均	%	%	%	%	%	%	%	%	
平均	41.9	41.2	39.8	2.1	16.6	2.9	5.1	7.7	
実収入5分位階層	I	52.4	51.4	50.5	2.5	10.9	0.6	6.1	5.8
	II	47.8	47.0	45.5	2.0	19.5	2.1	6.8	6.7
	III	44.2	43.6	42.1	3.3	24.2	3.4	5.1	8.3
	IV	41.0	40.6	39.0	2.9	16.6	3.8	6.4	10.4
	V	34.9	34.0	32.7	0.5	12.9	3.3	3.5	6.7
職員	39.5	38.8	37.3	1.5	14.7	2.7	5.6	7.7	
労務者	46.5	45.7	44.3	3.2	20.5	3.5	4.7	8.2	

資料：総理府「家計調査」のうちの全都市勤労者世帯による。

次に、われわれは、食料、住居、被服その他について、項目ごとにその内容を詳しくながめてみよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第三節 消費の状態

二 消費内容の諸相

(一) 食料

食料費の内訳を、穀類、その他の食料費別に見たのが第二九表である。これによると、都市勤労者世帯では、穀類消費の割合が約三一%であるのに対し、農家世帯では五四%、被保護世帯では四七%を示している。農家世帯において穀類消費の割合が高いのは、その生産物が主として穀類であり、特殊な労働状態から必要とされる熱効率の高い穀類を、多く入手し易いという条件などがしからしめているものと思われるので、農家世帯を除外しておこう。被保護世帯では、その所得水準から見て、熱源の多くを、割高の副食費より割安の穀類に依存するという一般的法則を示して、穀類の比重が高く、都市勤労者世帯とは一六%の開きを見せているが、両者の穀類に対する支出の絶対額ではほぼ同額を示している。

第29表 都市勤労者、被保護者世帯および農家世帯の食料費の内訳

第29表 都市勤労者世帯、被保護世帯および農家世帯の食料費の内訳
(年間1か月平均)

	都市勤労者世帯		被保護世帯		農家世帯	
	実数	構成比	実数	構成費	実数	構成費
	円	%	円	%	円	%
食料費	11,686 (2,650)	100.0	7,720 (1,795)	100.0	12,296 (2,116)	100.0
1 穀類	3,652 (828)	31.3	3,662 (851)	47.4	6,649 (1,114)	54.1
2 その他の食料費	8,034 (1,822)	68.7	4,058 (944)	52.6	5,647 (972)	45.9
副食品	5,431 (1,232)	46.4	3,163 (736)	41.0	-	-
魚介類	1,083 (246)	9.3	686 (160)	8.9	-	-
生鮮	752 (171)	6.5	-	-	-	-
塩干	331 (75)	2.8	-	-	-	-
肉類	747 (169)	6.4	486 (113)	6.3	-	-
卵乳類	812 (184)	6.9	-	-	-	-
野菜類	855 (194)	7.3	-	-	-	-
加工食品	938 (213)	8.0	1,386 (322)	18.0	-	-
乾物海草類	218 (49)	1.9	-	-	-	-
調味料	778 (176)	6.6	605 (141)	7.8	-	-
嗜好食品	1,821 (413)	15.6	436 (101)	5.6	-	-
菓子・くだもの類	1,112 (253)	9.5	414 (96)	5.4	-	-
飲料	253 (57)	2.2	-	-	-	-
酒類	456 (103)	3.9	22 (5)	0.2	-	-
外食費	782 (177)	6.7	459 (107)	6.0	-	-

資料：1. 都市勤労者世帯は、総理府昭和34年「家計調査」のうちの全都市勤労者世帯による。
 2. 農家世帯は、農林省昭和33年度「農家経済調査」のうちの全府県農家世帯による。
 3. 被保護世帯は、厚生省昭和34年「被保護者生活実態調査」のうちの東京都の勤労者世帯による。
 (注) かつこ内の数字は、1人当たり金額である。なお、1世帯平均人員は、都市勤労者世帯は4.41人、被保護世帯は4.3人、農家世帯は5.81人である。

その他の食料費の総額では、被保護世帯は都市勤労者世帯の約半分となつているが、各品目についてみると、特に、肉、卵乳類に対する支出金額が都市勤労者世帯において高く、被保護世帯では、その約半分以下であることが特徴的である。さらに、これらの内容について一人当たり月額で比較してみると、副食品のうち、魚介類と野菜、加工食品類では、都市勤労者世帯は被保護世帯の一・四倍ないし一・五倍程度であるが、肉、卵乳類では、被保護世帯は一三円にすぎず、都市勤労者世帯が三五三円であるのに対して三分の一にも及ばないことが注目される。また、嗜好食品では、都市勤労者世帯の四一三円に対して被保護世帯は一〇一円となつている。

なお、厚生省で行なつた「国民栄養調査」によれば、各栄養素とも三四年は前年とほとんど変わりなく、動物性たんぱく質、脂肪、ビタミン類の摂取不足が目だつている。一方食品の摂取状況を見ると、卵乳類の摂取はかなり伸びたにもかかわらず、乳類は動物性食品の二〇・九%を占めるにすぎず、いぜんとして魚介類(五三・三%を占めている。)がわが国の動物性たんぱく質の主要な供給源となつている。野菜類の摂取率も、緑黄色野菜(ほうれん草、にんじんなど)についてみると、全体の二五・六%と低く、栄養摂取量のアンバランスを見ることが出来る。この栄養摂取の状況を、耕地面積三反以上を有する生産者世帯(いわば農家世帯)、耕地をまったく有しない消費者世帯と三反未満の耕地面積を有するその他の世帯に分けて見ると、熱量は、生産者世帯が最も高く、その他の世帯、消費者世帯の順になつている。動物性たんぱく質、脂肪、ビタミンAは消費者世帯に高く、これに反して含水炭素、植物性たんぱく質、ビタミンCが生産者世帯に多いが、全体として生産者世帯の栄養摂取状況は、消費者世帯のそれよりも劣

つている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第三節 消費の状態

二 消費内容の諸相

(二) 住居

家計調査によつて見られる住居費の特徴は、ここ数年の家具じゆう器に対する支出の増加であり、周知のように、テレビ、電気冷蔵庫などの電気器具を中心とする耐久消費財に対する支出の増加となつて現われている(第三〇表参照)。都市勤労者世帯、農家世帯、被保護世帯別に住居費の内訳の構成比を見ると、都市勤労者世帯の家具じゆう器の占める割合は、住居費の五〇・二%を占めているのに対し、被保護世帯は、わずかに六・四%にすぎず、住居費の大部分を家賃などの支出にあて、家具じゆう器に対する支出は少ない(第三一表参照)。なお、経済企画庁で行なつた「消費者動向予測調査」によつて都市、農村別に耐久消費財の普及率を見ると、都市ではテレビ四四・七%、電気洗たく機四〇・七%、電気がま三一・〇%であるが、農村では、いずれもまだ約一〇%程度にすぎない。また、農村では、自転車、スクーター、オートバイなどの乗り物の普及率が都市より若干高くなつている(第五図参照)。

第30表 家具じゆう器の主要項目の年間支出金額

第30表 家具じゆう器の主要項目の年間支出金額
(単位：円)

	家具じゆう器支出金額	食器類支出金額	台所用品支出金額	電気器具支出金額	家具支出金額
32年	9,597 (17.1)	693 (8.6)	1,129 (5.1)	3,312 (29.9)	2,337 (23.1)
33	12,218 (27.3)	881 (27.1)	1,164 (3.1)	5,297 (59.9)	2,263 (3.1)
34	16,213 (32.7)	959 (8.9)	1,182 (1.5)	8,470 (59.9)	2,593 (14.6)

資料：総理府「家計調査」の都市全世帯による。
(注) かつこ内の数字は対前年増加率(%)である。

第31表 住居費の内訳

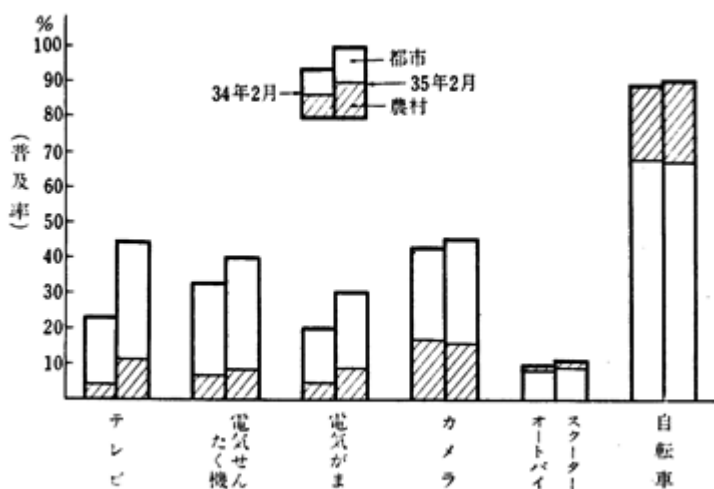
第31表 住居費の内訳
(年間1か月平均)

	都市勤労者世帯		農家世帯		被保護世帯	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
住居費	円 2,901	100.0	円 3,103	100.0	円 1,290	100.0
家賃地代	777	26.8			1,097	85.0
設備修繕	538	18.5	1,982	63.9	44	3.4
水道料	130	4.5			67	5.2
家具じゅう器	1,456	50.2	1,121	36.1	82	6.4

資料：第29表に同じ。

第5図 都市および農村別耐久消費財普及率

第5図 都市および農村別耐久消費財普及率

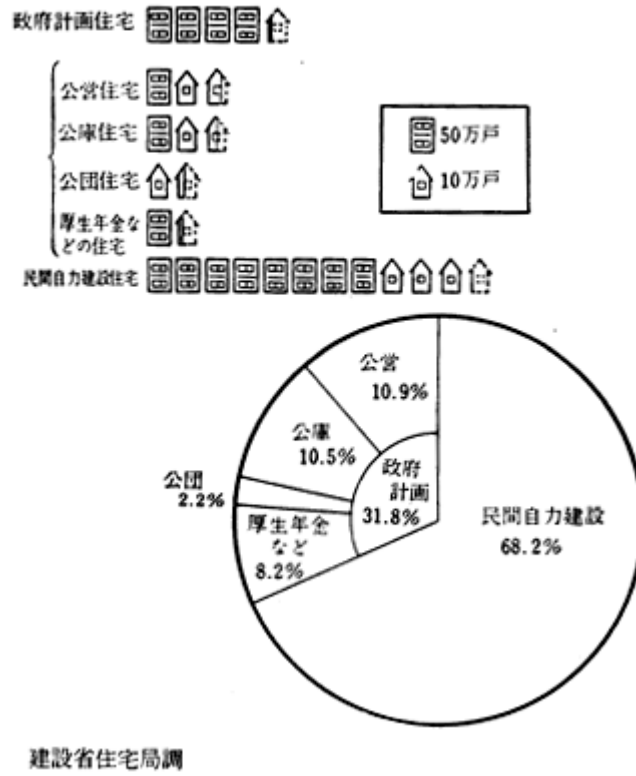


資料：経済企画庁「消費者動向予測調査」による。

次に、住宅戸数の一般的な状況について見てみよう。わが国は、第二次大戦によつて二六五万戸というおびただしい住宅を一挙に失つたが、昭和三四年度までに、第六図のとおり、政府計画住宅二〇〇五戸、民間自力建設住宅四三〇五戸、計六三〇万戸の住宅を建設した。しかし、人口や世帯の増加などにより、三三年一〇月末現在で、なお、約二二七万世帯、戸数にして二一六万戸の住宅が不足していると推計されている。住宅難の状況を、三三年に総理府が行なつた「住宅統計調査」によつて原因別にながめてみると、住宅の狭小(居住部分の畳数九畳で、しかも一人当たり二・五畳未満)によるものが五四・七%、同居によるものが一六・八%の比率となつており、これを地域別に見ると、農村より都市、小都市より大都市において著しく、また、収入階層別に見ると、低所得者層においてより強く住宅難を訴えている。この調査によれば、全国の市部の一人当たり平均畳数は、三・八畳になつてはいるが、三四年に東京都が実施した「被保護世帯生活実態調査」によれば、被保護世帯においては、一人当たり畳数は、一・七畳にすぎない。

第6図 戦後の住宅建設戸数(20年度から34年度まで)

第6図 戦後の住宅建設戸数
(20年度から34年度まで)



第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第三節 消費の状態

二 消費内容の諸相

(三) 被服その他

最近の国民一人当たり繊維消費量は、年々上昇しており、三四年度は戦前(昭和九年から一一年までの平均)の約一・五倍に増加しているのであるが、特に化学繊維製品、なかんづく合成繊維の伸びは著しい(第三二表参照)。さて、被服費を第三三表によつて、都市勤労者世帯、農家世帯、被保護世帯別に見ると、都市勤労者世帯では一世帯平均約三、五〇〇円、農家世帯では約二、九〇〇円、被保護世帯では約一、〇〇〇円の支出額となつており、被保護世帯は一般の約三分の一程度にとどまつている。また、都市世帯における被服の購入状況を見ると、セーター、ワイシャツ、下着類の伸びがやや高い(第三四表参照)。

第32表 国民1人当たり繊維消費量

第32表 国民1人当たり繊維消費量
(単位：キログラム)

	昭和 9～11年	28年度	30年度	32年度	34年度
総 数	4.22	5.66	5.82	6.06	6.23
天然繊維	3.68	4.03	4.03	4.11	4.21
化学繊維	0.54	1.63	1.79	1.95	2.02

通産省繊維局調

第33表 被服費の内訳

第33表 被服費の内訳
(年間1か月平均)

	都市勤労 者世帯	農家世帯	被保護世帯
	円	円	円
被 服 費	3,523 (100.0)	2,887 (81.9)	1,059 (30.1)
衣 料 費	2,452 (100.0)	2,420 (98.7)	755 (30.8)
身のまわり品その他	1,071 (100.0)	467 (43.6)	304 (28.4)

資料：第29表に同じ。

(注) 被保護世帯の被服費には、現物で支給される場合の被服費が含まれていない。

第34表 被服の年間購入数量

第34表 被服の年間購入数量

	男子ズボン	大人セーター	男子ワイシャツ	男子下着	婦人下着
30年	本 0.03	枚 0.31	枚 0.92	枚 -	枚 -
31	0.44	0.45	0.93	-	-
32	0.40	0.52	0.91	-	-
33	0.49	0.64	0.89	5.93	3.18
34	0.53	0.74	1.11	6.53	3.42

資料：総理府「家計調査」のうちの都市全世帯による。

次に、家計調査における三四年の雑費の支出を三三年のそれに比較すると、保健衛生費のうちの診療代(六.四%の伸び)、交通通信費のうちの電話代(二五・八%の伸び)、教育費のうち的高校教育費(二三・〇%の伸び)、教養娯楽費のうちラジオ聴取料(テレビも含めて五九・七%の伸び)などの上昇が顕著に現われ、電話、テレビの普及率、高等学校への進学率の上昇をうかがうことができる(第三五表と第三六表参照)。

第35表 雑費の内訳

第35表 雑費の内訳
(年間1か月平均)

	都市勤労世帯		農家世帯		被保護世帯	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
雑費	9,942 (100.0)	100.0	7,486 (100.0)	100.0	2,605 (26.2)	100.0
保健衛生費	1,536 (100.0)	15.4	1,127 (100.0)	15.1	670 (43.6)	25.7
交通通信費	623 (100.0)	6.3	561 (100.0)	7.5	256 (41.1)	9.8
教育・文房具費	965 (100.0)	9.7	819 (100.0)	10.9	677 (70.2)	26.0
教養娯楽費	1,766 (100.0)	17.8	965 (100.0)	12.9	208 (11.8)	8.0
交際費	1,462 (100.0)	14.7	1,586 (100.0)	21.2	98 (6.7)	3.8
たばこ	312 (100.0)	3.1	554 (100.0)	7.4	169 (54.2)	6.5
仕送り金	279 (100.0)	2.8			4 (1.4)	0.1
負担費	217 (100.0)	2.2			-	-
損害保険料	75 (100.0)	0.8	1,874 (100.0)	25.0	(-)	(-)
その他の雑費	2,707 (100.0)	27.2			523 (19.3)	20.1

資料：第29表に同じ。

(注) 農家世帯においては、損害保険料は、住宅費のうちの設備修繕に含まれている。

第36表 雑費のうち主要項目の年間支出金額

第36表 雑費のうち主要項目の年間支出金額
(単位：円)

	33年	34年
保健衛生費	7,420	7,856 (5.9)
うち、診療代	4,188	4,455 (6.4)
交通・通信費	6,630	6,974 (5.2)
うち、電車・汽車賃	2,441	2,484 (1.8)
電話料	454	571 (25.8)
教育費	9,048	9,886 (9.3)
うち、高校教育費	3,096	3,809 (23.0)
教養・娯楽費	19,521	21,097 (8.1)
うち、書籍代	1,941	2,070 (6.6)
ラジオ聴取料	862	1,377 (59.7)

資料：総理府「家計調査」のうちの都市全世帯による。

(注) 34年のかつこ内は、対前年増加率(%)である。

また、被保護世帯と都市勤労者世帯の雑費を比較してみると、被保護世帯の雑費の総額は、都市勤労者世帯の二六・二%となっており、雑費の内訳を比較すれば、都市勤労者世帯一〇〇に対して、被保護世帯は教育、文房具費では七〇・二%、保健衛生費(被保護世帯では医療費を含まない。)では四三・六%、交通通信費では四一・一%になっており、また、教養娯楽費では一一・八%、交際費は六・七%となっている。これから見れば、雑費のうち、教育文房具費を除く部分、特に、教養娯楽費、交際費などについては、大きな差があることを示している。

第一部 総論

第二章 国民生活の現状

第四節 経済の二重構造の反映

以上、われわれは、人口の状態、一般経済情勢、賃金と所得の水準、消費生活など国民生活の種々相にふれてきた。そしてそこに見いだされることは、国民生活における明暗二相の姿である。すなわち、総体の経済成長率は高いが、産業別に見ると相当の格差が存在し、その格差は、各産業における生産性の相違に基づくものであり、特に農業と中小零細企業が問題である。成長の結果は、この問題の解決に対し相当の好影響を与えたものの、いぜんとして農家所得における階層別格差や、企業規模別賃金格差が存在している。消費生活においても、食糧摂取の高級化、テレビ、電気冷蔵庫などの電気器具の普及、サービス消費の増大など消費生活の高度化が見られる反面、いぜんとして階層別にはかなりの格差があり、特に低所得者層の消費生活は、あまり改善を見ていないという暗い相があることを知った。

この明暗二相は、何に由来するものであろうか。いい古されたことであるが、日本経済の特殊性——経済の二重構造に根ざしているといつても過言ではないので、今しばらくこの点について若干の考察を加えてみよう。

第一は、相対的過剰人口の問題である。敗戦による領土の喪失、戦災による国富の喪失、大量の引揚者、復員軍人の国内流入によつて、人口は相対的に過剰となつた。その後経済の復興に伴つて、これらの人々に対する職場も漸次提供され、新たに生産年齢人口に達し、労働力となる人々にも、一応その職場を確保してきた。そして、昭和二二年から三三年の一年間に、約一、一〇〇万人、年平均にして約九六万人の増加就業者に職場を与えてきたのである。しかしながら、これらの職場は、必ずしもじゅうぶんなものでなかつたので、いわゆる不完全就業者あるいは潜在失業者といわれる人々が広範に存在し、二九年当時、その数は、約五〇〇万人ないし七〇〇万人といわれていた。しかし、この相対的過剰生産年齢人口の問題も、終戦直後二四年までの三年間を除いては、急速に低下して少産型に移行してきているので、今後三、四年における生産年齢人口の急増の時期を経過すれば、労働圧力は漸次緩和されることになり、そのうえ、現在の不完全就業層といわれる人々も漸次解消することになろう。要するにこの過剰人口の問題は、相対的に過剰な生産年齢人口に職場を与える場合、いわば完全就業者と不完全就業者の二層を作つてきたのである。そして、所得、消費などに関する個人の経済水準に格差をもたらし、その反映が国民生活における明暗二相を現出させてきたと見てよいであろう。

第二は、戦後経済復興過程における復興の方策の問題である。戦争直後は、復興金融金庫、米国対日援助見返資金特別会計を通じ、その後は開発銀行を通じて巨大な国家資金が重要産業に傾斜的に融資され、これら重要産業は経済成長において重要な役割を演じ、わが国経済の高度成長の推進力となつてきた。このような経済政策は、戦後における荒廃からわが国経済を復興させるのにきわめて有効であつたが、他方大企業と中小企業に資本力の大きな格差をもたらし、資本力の格差は生産性の格差をもたらし、生産性の格差は賃金の格差となつて現われ、これが企業規模別賃金格差の原因の一面となつた。そして恵まれた大企業に職場をもつ人々と、中小企業に職場をもつ人々との所得水準の格差が、国民生活における明暗二相を多彩に広げてきたのである。

第三は、わが国経済発展の特質に関する問題である。いわゆる大企業と中小企業とにおける二重構造は、生産性の大きな格差によつて、いわゆる低賃金の環境を生みだし、そのことは逆に高い資本水準と相対的に低い賃金水準との結合によつて資本集約的生産を行ない、高い利潤率と低価格をもたらすことによつて大産業の成長率をより大きくすることになる。また、資本力の低い中小企業も低賃金と結合して、労働集約的生産を行ない、これが国際競争力をたかめ、わが国の輸出を大幅に伸張させたとも見ることができる。この意味で、高度成長が二重構造を促進したばかりでなく、逆に二重構造が高度成長を

支えてきたといつてもよいであろう。

このような、経済構造のしみくによつて、わが国経済は高度の成長率を維持してきたのであるが、この姿が、国民生活の諸相に反映してきているのである。近時、国民経済の総体が高度に成長していることを、国民所得計算における成長率何パーセントという数字の大きさによつて知ることができるようになったが、国民の眼は、この数字を国民生活内部の状態に立ち入つて、しさいにながめ、そこに明らかに明暗二相を見だし、経済の発展がその濃淡の度合を強めるのではなからうかという疑問をもちはじめ、同時に、明暗二相のよつて来る原因に関する認識を深めようとしている。そして、前節において指摘したように、国民生活の明暗二相の姿が、漸次解消されていくような政策を切望しているのである。減税を期待し、社会保障の充実をのぞみ、住居および生活環境の改善を要望するという率直な世論は、総体としての経済の成長率の大きさのみをもつては満足しないことを示すものであろう。国民は、将来における経済の成長とともに、暗い面ができるだけうすくなり、明るい面がつよくなるような社会経済環境の出現を渴望しているのではなからうか。

第一部 総論

第三章 厚生行政の展望

われわれは、前章において、国民生活をべつ見し、国民生活の現状に見られる各種の明暗を、主として、わが国経済構造の二重性といわれている特質に由来するものとしてとらえた。ところで、厚生行政は、国民生活にきわめて密接な関係を有しているが、それは、国民生活に対してどういう作用を果たし、また、どういう方向で国民生活の向上、したがって国民福祉の増大に寄与すべきものであろうか。この章では、厚生行政の現状について、経済発展と連関をもちつつ、その将来の展望を試みたいと思う。その際、厚生行政が、経済の二重構造といわれるものを反映しており、厚生行政の側における施策の完全な展開も、経済の二重構造の解消を前提とする部分がかかなり多いことをじゅうぶんに念頭においた。また、逆に、厚生行政の展開が、経済の成長あるいは経済構造の変動に影響をもつことをもじゅうぶんに認識したつもりであり、同時に、厚生行政が、社会保障の主軸として経済に対し独自性をもつ点をも明らかにしたつもりである。以下節を分けて述べよう。

第一部 総論

第三章 厚生行政の展望

第一節 公的扶助

生活困窮者に対する救済制度は、いうまでもなく、最も古くから行なわれていた制度であり、その流れをくむ公的扶助制度は、程度の差こそあれ、各国において現に有力な制度となつている。しかしながら、先進諸国の現状を見ると、公的扶助の社会保障において占める地位は、しだいに軽くなりつつあり(第三七表参照)、資産調査を伴わない年金制度をはじめ他の諸制度がこれにとつて代わつてきている。これは、救貧より防貧へという大きな方向の現われと見ることができよう。

第37表 社会保障支出の項目別構成

第37表 社会保障支出の項目別構成
(1953年から4年まで) (単位:%)

	社会保険 および 関連制度	家族手当	公共保健 サービス	公 的 扶 助	公務員 (軍人を 含む)	戦 争 犠 牲 者
オーストリア	61.1	13.0	-	6.2	11.3	8.4
ベルギー	48.1	15.3	1.2	8.4	18.7	8.3
デンマーク	50.5	6.2	18.1	13.3	9.6	0.6
フィンランド	17.2	29.7	17.3	18.0	9.3	8.2
フランス	40.1	27.8	-	6.7	18.4	7.0
西ドイツ	55.5	-	0.5	11.6	18.1	13.4
アイルランド	49.8	11.6	12.3	12.9	11.1	-
イタリア	38.2	22.0	1.5	7.9	19.8	10.6
ノルウェー	50.1	6.7	14.5	12.6	14.4	1.5
オランダ	56.0	18.6	-	7.8	16.4	1.2
ルクセンブルグ	54.0	13.8	-	4.8	23.9	3.5
スエーデン	45.5	12.2	21.4	13.5	6.0	0.3
スイス	51.7	0.7	14.8	17.2	15.6	-
イギリス	37.8	6.6	31.7	13.5	5.1	5.3
カナダ	39.3	20.9	17.6	8.5	2.8	10.9
アメリカ	42.1	-	10.0	17.2	9.0	21.7
ベルギー	42.1	-	9.8	24.3	23.8	-
イスラエル	53.1	-	32.3	9.7	-	4.9
日本	53.5	-	11.2	19.5	15.8	-
オーストラリア	48.2	16.6	14.0	2.0	5.1	14.1
ニュージーランド	50.8	19.1	16.6	0.5	5.4	7.6

資料: The Cost of Social Security (ILO) 1958年版による。

さて、わが国の公的扶助制度にはどのような問題点があるか以下若干の考察を加えてみることにしよう。

一まず、指摘される特徴は、生活保護制度がわが国における低所得者層に対する施策のなかで大きな比重をもつているということである。わが国の低所得者層は、おおむね三つのグループに分けることができるであろう。第一は、高齢者、母子、身体障害者、精神薄弱者など稼働能力がまつたくないか、その能力がきわめて低い人々である。第二は、長期の疾病によつて低所得者層に転落した人々である。第三

は、零細自営業者、零細專業農家、日雇労働者、零細企業従業者など働いてはいるが、その収入のきわめて少ない人々である。第一のグループは、主として公的年金制度によつて生活を保障されるべき人々であろうが、すでに発足している年金については、その給付水準がかならずしも満足すべきものでないため、生活保護制度がこれを補充している現状である。第二のグループは、医療保険なりあるいは公衆衛生制度における疾病対策によつて保護されるべき人々であるが、これらの制度が不じゅうぶんなため、生活保護制度がその欠陥を補っているのであり、第三のグループについては、生活保護制度が、これらの人々の収入を補てんする作用を営んでいるのである。

このような役割を果たしている生活保護制度を本来の姿に立ち直らせるためには、年金制度や医療保険制度などの充実をはかることはいうまでもないが、長期的には、これらのうち相当多数の人々は、雇用の拡大、不完全就業の解消に伴つて、漸次低所得者層から脱却しうる可能性をもっているのであるから、むしろ、雇用および賃金政策によつて、その解消をはかるべきであり、たとえ、生活保護の適用を受けるとしても、それは、一時のつなぎとすべきものであろう。

しかしながら、わが国の経済構造における不完全就業者層が完全に解消するということは、いかに経済の成長をはかるとしても、近い将来においては、到底のぞみがないことであろう。また、年金制度と公的扶助の関係を欧米諸国においてみても、公的扶助制度は、年金額が最低生活水準に達しない場合にその年金額の低さを補う役割を果たしており、いぜんとして軽視することのできないものをもっているようである。それらのことから考えてみても、わが国の生活保護制度は、ここ当分は、重要な役割を演ずることになるわけであり、その内容の改善にたゆみのない努力を重ねることを要求されるわけである。

二右に述べたことからでてくる問題は、生活保護基準が低所得者問題の焦点となつていることである。いうまでもなく、生活保護基準は、国民の生活水準の最低限を画するものであつて、この水準の設定は、単に肉体的な生存のみではなく、社会的、文化的需要をも満たすべきものとして検討すべき問題であるが、同時に、わが国においては、その水準は広範に存在するボーダーライン層の所得とつねに対比せられる宿命を負っているのである。すなわち、現在の保護を受けている六〇万世帯のうち、働いている者がいる世帯は、六割を占めている。このなかには、著しく労働能力に欠け、就業時間の少ない者や、また、世帯員が結核、精神病などで入院し、多額の医療費を要するために、世帯主が完全な稼働能力をもちながら医療扶助のみを受けている者も少なくないが、これらを除いても、なおかなりの常用労働者、日雇労働者が含まれている。これらの世帯は、賃金が低いことに起因して保護を受けるに至つたと考えられる。なお、このほか、生活保護を受けていないが、いわゆるボーダーラインにある階層が一六〇万世帯もあつて、これらの世帯が、また保護基準すれすれの生活を営んでいるのである。ちなみに、イギリスの国民扶助法においては、フルタイムの就業者には保護を適用しないことになつており、わが国における生活保護法と比べ、きわだつた特徴を見せている。保護基準の策定は、このような事情を考慮して、慎重に行なうべきであることはいうまでもないが、一方、一般国民の平均的生活水準に対する被保護世帯の生活水準の割合を見るに、昭和二六年の一〇〇分の五六が現在では一〇〇分の四〇に低下している。また、生活保護基準は、固定的なものとするべきではなく、流動的に考えるべきであつて、具体的には国民所得の増大とともにこれを引き上げるべきであり、ことに最近における国民所得は驚異的に増大しているのであるから、保護基準をも当然引き上げるのが妥当であるという声が強い。

思うに、生活保護基準は、最低生活水準として一定の時所において客観的に認識されるべきものであることはいうまでもないが、その水準にはある程度の幅があると見るべきであり、最近における消費水準の動向などをじゅうぶんに考え合わせて、この際相当程度これを引き上げることが、国民の感情にも沿うものではないかと思われる。

三次に、制度に内在するものとしてよく指摘されている問題は、被保護世帯における収入の認定の問題である。すなわち、生活保護法においては、被保護者に収入があつた場合その収入を得るに要した一定額の経費と認められる額を除いてはすべて収入として認定される結果、被保護者が受け取る保護費の額は、おおむね収入の増加分だけ減少することになるわけである。いつたい、生活保護費は、被保護世帯の収入が最低生活費に満たない場合にその差額を支給するものであるから、右のような現象が起こることはやむをえないのであるが、この種の取扱いが被保護者の勤労意欲を阻害しがちであることも否定できない事実である。このような現象は、もとをたずねれば、働いて得た賃金が最低生活を維持するに足りないという事実から主として起こるものであるから、欧米諸国のごとく、本格的な最低賃金制度が実施されている国においては、原則として起こり得ないことなのであろう。このような事情を総合検討するに、生活保護制度における保護の基本的原則は、もちろん、これを保持していかなければならない

が、その原則の範囲においては、被保護者の勤労意欲をひきたて、できうるかぎりすみやかに、被保護者が生活保護から脱却して、自立できるような方向において、保護の内容を整備する必要がある。このような措置を検討することによつて、社会連帯の意識が高揚されてきた今日、生活保護の制度を国民の共感を呼ぶものとする事ができるものと思われる。

第一部 総論

第三章 厚生行政の展望

第二節 年金制度

老齢、廃疾、死亡などによる所得の喪失や中断に対し、一定の所得を保障する年金制度は、社会保障制度の中核となるものである。わが国における年金制度を見るに、被用者に対しては、大半は比確的歴史が浅いとはいえ、それぞれの職域の種類に依りてすでに各種制度が確立されており、農民、自営業者など被用者以外の国民に対する年金としては、昨年四月新たに国民年金法が制定されたことによつて、全国民がいずれかの年金制度の適用を受けるといふ国民皆年金の体制が一応整備されたことになつた。ここでは、年金制度について、わが国の経済の二重構造を念頭におきながら考察を加え、その将来の基本的方向を展望してみよう。なお、年金給付については、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金などがあるが、ここでは主として老齢年金を中心として述べてみたいと思う。

一 第一は、各種年金制度の分立が指摘されよう。わが国の公的年金制度は、一般の民間会社、工場などの労働者を対象とした厚生年金保険、船員を対象とした船員保険、公務員や公社職員などを対象とした国家公務員共済組合、市町村職員共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合などの各種共済組合およびこれらの各年金保険の対象とならない農漁業従業者や自営業者を対象とする国民年金などによつて構成されている。このような分立は、それぞれの制度が、それぞれ特定の階層を対象として創設されてきたという歴史的沿革によるものではあるが、その制度の対象に応じてそれぞれの階層の特性が現われており、また、それぞれの給付内容にも差異が生じている。特に、年金保険は、医療保険などの短期保険と異なり、年金給付を受けるためには相当長期間にわたつてその制度に加入し、拠出を行なうことが要件とされているため、せつかくいずれかの制度に加入しても、制度間にわたる職場の移動を行なつた場合には、年金給付を受ける資格期間を充足させることができず、制度の眼目である老齢年金を受けることができないという結果を生じてくることにもなる。元来、職業間の移動の多いわが国の現状では、この問題に対するなんらかの解決が必要である。しかも今後、経済政策の面において、わが国の経済の体質改善をはかるための構造政策が強力に推進されることが予想されているが、それに伴う労働力の産業間移動は必至であり、このため一層この問題の解決が要請されよう。この問題の解決の方向として、このように分立している年金保険を統合し、全国民的基盤の上にたつた年金保険制度を編成することが最も望ましいことはいふまでもない。しかし、この方向による解決の成否は、今後のわが国の経済が高度成長をとげていく過程において、経済の二重構造が漸次解消の方向に向かい、わが国の経済社会が西欧型の経済社会に改変されるかどうかにかかつてるといへよう。なぜなら、国民皆年金体制の確立に際して、厚生年金保険を全国民に適用することをせず、別個に国民年金を創設しなければならなかつたのも、わが国経済社会の二重的性格に由来することが大きいからである。また、同じく被用者を対象とする制度の間でも厚生年金制度と各種共済組合を統合することができないのも、同じような事情によるものであろう。

しかしながら、かかる年金保険制度統合の素地となる社会経済的基盤が、急速に形成されることは望みえないであろう。また、公的年金制度の場合は、長期的な財政計画に基づいて運営されるため、統合の結果、将来の年金給付に対する期待権を侵害する結果も当然予想され、現実の問題として調整が困難であろう。したがつて、さしあたりは、これに代わる解決の方向として、各公的年金制度間の通算調整の措置が一日も早く行なわれるべきである(通算調整の具体的方向については、各論において詳述されよう。)

二 第二は、年金給付額における格差が指摘されよう。この格差は、各年金制度間のみならず(第三八表参照)、また、同一の年金保険制度の内部においても見られる場合もあるが、ここでは、厚生年金保険制度と国民年金制度との関連において、年金給付額の格差などを取り上げてみよう。

第38表 公的年金制度年金受給者1人当たり金額

第38表 公的年金制度年金受給者1人当たり金額
(33 年 度) (単位:円)

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金保険	41,126	32,014	22,670
船員保険	45,101	45,456	25,903
国家公務員共済組合	60,557	59,055	29,057
公共企業体職員等共済組合	71,707	84,819	56,689
市町村職員共済組合	29,468	41,320	14,801
私立学校教職員共済組合	97,110	57,070	48,170
町村職員恩給組合	75,843	73,818	33,733
恩給文官	88,412	131,287	40,166
都道府県裁定	89,772	74,570	35,786

資料: 総理府「昭和34年度社会保障統計年報」による。

(注) 恩給法の障害および遺族年金は増加恩給と普通扶助料の金額を計上した。

(1) 厚生年金保険においては、年金給付額に報酬比例部分があるため、定額給付部分によつて給付の平準化をはかっているにもかかわらず、企業規模間の賃金格差が年金給付額における格差となつて現われてくる。すなわち、三四年「賃金構造基本調査」により五〇才以上の男子労働者の賃金月額を見ると、五〇〇人以上の従業員を有する事業所では平均三万五、〇〇〇円、一〇人から九九人の従業員を有する事業所では平均約二万円であり、前者を一〇〇とした場合、後者は五六という著しい開きがあり、この両者の事業所を例にとつて、年金給付額(被保険者期間二〇年、被扶養者なしとして計算した場合)の平均を算定してみると、前者は約七万六、〇〇〇円となり、後者は約五万三、〇〇〇円となる。このように、中小企業に勤めた労働者の老齢年金の額は、大企業の場合に比べてある程度低くならざるを得ない。特に、わが国における大企業の閉鎖的労働関係を思うと、中小企業の労働者が大企業に移動することはきわめて困難であるため、労働者である期間の賃金格差が労働戦線を退いた老後における社会保障にまでもちこされるということになる。年金額における格差が労働戦線にある期間の賃金格差から生じている以上、前者の縮小は、究極的には後者の縮小をまたねばならないことはいうまでもないが、老齢年金の役割が老後の生活保障にあることを考えるならば、今後の方向としては、特に基本年金の定額部分の引き上げを考慮すべきであろう。

さらに、中小企業の労働者が大企業の労働者に比べて不利益を受けるのは、単に老齢年金額が低いというだけでなく、年金を受ける機会自体を失う場合も少なくないことによつて倍加される。前記の調査により、五〇才以上の男子労働者の勤続年数を規模別に見ると、五〇〇人以上の従業員を有する事業所では二〇・一年であるのに対して、一〇人から九九人の従業員を有する事業所では七・八年にすぎず、その移動性はきわめて高い。したがつて、他の年金制度が適用される職場に移動したような場合には、せつかく保険料を納付していながら、年金を受けることができないことも少なくないと予想されるので、さきにも述べたように、各種年金制度間の通算調整措置が一日も早くとられることが望まれるゆえんである。

(2) 国民年金における老齢年金額は、厚生年金保険の場合と異なり、保険料の納付期間に応じた定額として定められている(最高四万二、〇〇〇円)。これは、国民年金における保険料が、所得比例による差等のある形でなく、定額として定められ、均一拠出となつていることと対応するものであるが、そもそも国民年金において均一拠出の原則によつたのは、所得比例の拠出原則をとろうとしても、わが国の現状では、全国的規模において行なうことが不可能であるという主として技術的な理由からであるが、その結果、低所得者層を比格的多数包含する同制度のもとでは(現に三六年度では、対象者の約三分の一が保険料を免除されることが予定されている。)、拠出されるべき保険料額も、対象者のうち比較的負担能力の低い者の負担能力を基準として決定せざるを得ず、そのため、他の年金制度に比べ著しく多額の国庫負担を経常的に導入することになつていても、なお、被用者年金と比べて年金給付額も低くならざるを得ないことはたしかである。もちろん、国民年金と被用者に対する年金との差は、階層間格差に根ざしているのであるから、これを年金制度の側からだけで、一挙に解消するわけにはいかない性質のものであ

り、むしろ経済の発展に伴う二重構造の解消の度合に応じて、徐々に給付水準を引き上げていくことによつて解決すべきものであろう。

三 第三は、老齢年金の支給開始年齢について今後どのように考えるかの問題があげられる。

厚生年金保険では、現在支給開始年齢は六〇才とされ、さらに支給を受けるためには退職が要件とされている。したがつて、厚生年金保険では、特に企業における定年制との関係を問題とすべきであろう。わが国では定年制をとっている企業のほとんどが五五才を定年としているので、支給開始年齢の六〇才との間にギャップを生じ、そのため、定年退職後もかりに悪い条件であつても働かなければならず、これがわが国における労働市場の近代化をはばんでいた一つの要因ともなつている。ちなみに、三三年六月に日本経営者団体連盟で行なつた調査では、対象約三五〇社中ほとんどが定年制を実施しており、その年齢は、五五才が圧倒的に多く、イギリス、西ドイツ、ノルウエー、スウェーデン、アメリカなどで退職年齢が六五才になつているのに比べてかなり低い。しかしながら、今後老齢人口が著しく増大することが予想されるため、生産年齢人口による老齢者の扶養についての負担がある程度重くならざるを得ないことを考えると、これ以上年金支給開始の年齢を引き下げることが無理であろうし、また、平均余命の延長もさらに引き下げに反対する根拠とならう。したがつて、この問題の解決にあつては、企業における定年が延長の方向に向かわなければならないが、現実には今後どうなつていくのであろうか。一体、定年制が設定されているのは、大企業においては年功序列型賃金体系が行なわれている関係から、低能率の高齢労働者を長く雇用しておくことは不得策であるという事情もその一因をなしているであろう。年金支給開始の年齢と定年とのギャップを埋めることができるかどうかは、このような企業における今後の定年の延長の情勢にかかつており、年金制度側において支給開始年齢に改変を加える余地はほとんどないというべきであろう。最近の企業における賃金体系の動向を見ると、漸次職務給体系へ切りかわりつつあるものと判断されるが、このような動向がさらに進み、定年の引上げができるかぎりすみやかに行なわれることが望まれるのである。

なお、国民年金では、支給開始年齢は六五才になつており、厚生年金保険の場合よりも高く定められている。その理由は、対象が農漁業従事者や、自営業者など一般的に被用者の場合より高齢まで労働が行なわれることと、定年ということがない階層であることによるものであるが、諸外国の例から見ても、おおむね、この支給開始年齢は妥当であろう。また、国民年金制度においては、厚生年金保険の場合と異なつて、支給開始の要件として退職を要求していないが、多くの低所得者層を包含する国民年金制度において退職を支給開始要件としないことは、現在のわが国の老齢者の家計補助的就業状況から見て正しいといえよう。

四次に、私企業における退職金制度または退職年金制度も、老齢年金制度を補うものとして重要と思われるので、今後の方向について簡単にふれてみよう。三一年九月に労働省で行なつた「退職金制度調査」によると、三〇人以上の従業員を有する事業所のうち、六四%が退職金規定を有しているが、特に五〇〇人以上の従業員を有する事業所における普及率は、九六・九%の高率であるのに対し、三〇人から九九人では五六・四%にすぎず、この面でも企業規模間の実質的な賃金格差は、企業における退職年金制度の存在によつて拡大されているといつてよいであろう。退職金は、戦前においては、いわば失業保険の機能をも果たしていたといわれるが、戦後は主として老齢者に対して退職後の生活を保障するものになつてきており、最近の傾向としては、労働者、経営者の両者の立場から年金化される傾向にある。現在、退職年金という形の制度を採用している企業(近く採用するものを含む。)は、労働省中央労働委員会事務局が、三四年一月に、資本金一億円以上、従業員一、〇〇〇人以上で生産力が業界の一〇位以内に位し、一応各産業を代表すると見られるもの三八八社について調査したところによると、回答社数二五六社のうち六二社に達しているが、その内容を見ると、支給期間が限られており、定年制による退職時期と公的年金支給開始時期とのギャップを埋める働きをもつている。また、最近に従業員も拠出する制度を採用する企業が増加している。

私企業による退職年金制度が実質的には公的年金制度と同じ働きをもつこと、私企業によるものである以上多分に景気変動の影響を受け、その基礎が不安定になりがちであること、インフレーションに対する抵抗力がないことなどからこれに法制的根拠を与え、でき得れば、国庫がその一部を負担することによつて社会保障制度の一部として育成すべきであるという考え方があるが、これは将来の問題として検討に値するものであろう。

五 最後に、老齢年金制度が、今後の経済成長といかなる関連を有するかについて言及してみよう。およ

そ労働者が老齢になつて労働能力を失つた場合には、その者が労働期間中において社会の発展向上に貢献した事案に着目し、社会連帯の思想のもとにその生活を保障し、安楽に老後を送るようにすること、いいかえるならば、老齢者に対して休息権を確保することは、福祉国家において自明の理となつている。もちろん、老齢年金制度が、沿革的には休息権思想によるものでないことは、現にわが国官吏の特殊な地位からでたものであるといわれ、また、厚生年金保険制度がたんに勤労者をして、「後願の憂いなくその職務にまい進せしめんとする」だけでなく、人的資源の開発をはかり、産業労働の新体制を樹立するために創設されたことから見ても明らかであろうが、しだいにその考え方は前に述べたような方向に改められているといえよう。

しかしながら、現実にわが国の老齢者の生活状況を見ると、この休息権はじゆうぶんに保障されているといえるであろうか。試みに、老齢者の就業状況を三四年七月に実施された「就業構造基本調査」から見ると、六五才以上の労働力率(六五才以上の有業者と失業者とを合計した数と六五才以上の人口との比率)は、男で五二%の高さを示し、他の先進諸国におけるそれと比較して驚くべき高率にあるといえよう。これは、わが国民性が勤勉であり、老後においても営々と働く意思と能力を有しているからというべきではなく、また、労働力が極度に不足して老人も働かなければならないという事情にあるわけでもないのである。それどころか、わが国特有の低賃金や社会保障制度が整備されていなかったことなどが、老齢者をして家計補助的な就業にかり立たせ、これがひいては労働市場を圧迫し、全労働者の賃金の向上を抑制する圧力の一つともなつているのである。ところが、この家計補助的な就業についても「将来はかなり窮屈になるものと考えられる。それは、しだいに変動する産業構造や強力に促進される技術革新の波が、老齢者を徐々に労働市場から排除していく傾向にあるかちである。現在のように、全産業中農業などの第一次産業の占める割合が高く、また、自営業者や家族従業者が全就業者に対して占める割合が高い状態が続くならば、高齢労働者は、比較的容易に農村や中小企業や家内工業に吸収されようが、世の中の状況はいつまでもそうではないのである。

このように、労働市場を退くことを余儀なくされる高齢労働者に対して、休息権をじゆうぶんに享受することができるようにするためには、何よりも社会保障制度の充実が必要であるということはいうまでもない。結果からいえば、老齢年金制度をはじめとする社会保障制度の充実が、労働市場から高齢労働者を積極的に引き上げることににより、雇用構造を近代化させる大きな要素となつてくるといえるからである。この限りにおいて、年金制度は、経済成長に対する重荷であるどころか、むしろ雇用の近代化を通じて、わが国経済の成長を促進する大きな原動力の一つになつていていると考えてよい。母子世帯の母や重度の身体障害者についても同様のことがいえよう。

次に、年金制度は、産業構造の変化による労働力の移動のうち、農業従事者の移動についてどういう役割を果すかという問題がある。農業においては、老齢者の働く割合が著しく高いことを考えると、農業の構造変動を促進させる政策が、老齢者の生活に影響するところははなはだ大きい。また、不況期において、農村は都市からの帰村者を収容する場所であるとするならば、この面でも農村出身の老齢者の生活にとつて大きな問題といえよう。国民所得倍増計画や農林漁業基本問題調査会の答申で予測されているように、年々農業人口の約二%が農業から第二次、第三次産業へ吸収され、しかも、それが新規労働力を中心になされるということになれば、将来は、生産性の低い第二種兼業農家が農家の大半を占め、農業は労働能力の低い老齢者と婦人の労働に頼らざるを得なくなり、現在の農工間の生産性の格差は、解消するどころかますますひろがる一方だといわなければならない。そこで、このような状態におちいることをさけ、農業に新しいいぶきを与え、その生産性を高めるためには、どうしても狭小な土地に執着する零細農民を家ぐるみ第二次、第三次産業に吸収していかなければならない。こうした人々を円滑に離農させるためには、現在の第二次、第三次産業における低い賃金水準を引き上げなければならないことはいうまでもないが、同時に老後の生活の保障をじゆうぶんにすることが必要であろう。農民は、本能的に老後の生活のよりどころを土地に求めている。

たとえ賃金を引き上げても、将来の景気の変動による失業や、退職後の生活の保障がないと、どうしても土地を手離そうとはしない。老齢年金制度の充実、農業人口を円滑に第二次、第三次産業へ移動させるいわば潤滑油のような働きをもつているので、こういう面からしても、老齢年金制度の整備充実は緊要のことといわなければならない。

厚生白書(昭和35年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第三章 厚生行政の展望

第三節 医療保険制度と公衆衛生活動(特に疾病予防対策)

病気やけがが貧困の大きな原因であること、さらに病気と貧乏との悪循環については、いうまでもない。各国の社会保障制度において、医療保障制度に相当のウエイトがおかれているのも、貧困の原因である病気に対処することが貧困の追放にとつて最良の武器であると考えられたがためであり、わが国においても、その例に漏れない。わが国の医療保障制度は、保険料拠出を前提とする医療保険制度を中心とし、医療扶助や公衆衛生施策を配した体系となつている。個々の制度については、それぞれ各論で詳述されるので、ここでは、医療保障という観点から、それぞれの特質を述べ、その将来の基本的方向について考察してみることにする。

一 第一に、多数の医療保険制度の分立のなかに見られる給付内容、保険財政などの格差の問題から取り上げてみよう。

(1) わが国の医療保険制度のしくみで見られる特質としては、各種の医療保険の分立に見られる階層的性格と企業別色彩が指摘されよう。わが国の医療保険は、一般の民間会社、工場などの労働者を対象とした健康保険(それは後にも述べるように、さらに大企業の労働者を対象とする組合管掌健康保険と中小企業の労働者を対象とする政府管掌健康保険とに分かれる。)、船員を対象とする船員保険、国家公務員や公社職員を対象とする国家公務員共済組合と公共企業体職員等共済組合、日雇労働者を対象とした日雇労働者健康保険や以上の各医療保険の対象とならない農漁業従業者や自営業者を対象とする国民健康保険などによつて構成されている。したがつて、たとえば、大企業の労働者は企業ごとに組合管掌健康保険という形で中小企業の労働者は企業ごとには医療保険が成り立たないため政府が一括して政府管掌健康保険という形で、また、これらの大企業や中小企業に働く労働者であつても、臨時雇用の労働者や日雇の労働者にはその保険は適用されず、日雇労働者健康保険という形で、さらに、五人未満の零細企業の労働者は国民健康保険に吸収されるという形で、それぞれ別々に医療保険を行なうというように、多数の医療保険制度が社会階層ごとにつくられ、そのため社会階層的性質が顕著である。同様のことは、国民健康保険の場合にも指摘できよう。国民健康保険は、農漁村の住民のための生活安定策として創設されたものであるが、その基盤は農業協同組合、漁業協同組合などの地域共同体にあつたといわれ、それが組合方式の国民健康保険制度を成立させた基盤でもあつた。戦後、組合方式から市町村による公営方式への転換がなされ、また、国民皆保険計画においては、その枢軸として、国民健康保険の全市町村への普及が推進されているが、そのおもな対象は、農漁業従業者と自営業者である。ところが、同じ国民健康保険の中でも、食品販売業、美容業、理容業、浴場業、医業、歯科医業、文芸、芸能関係業については、普通の国民健康保険とは別個に、特別の国民健康保険組合の設立が認められ、同業者を対象として別個の医療保険を行なつている状況である。

また、わが国の医療保険においては、健康保険組合や共済組合が、たとえば健康保険組合の場合には従業員が一、〇〇〇人をこえる企業または事業所について個別的に設立が認可されるように、それぞれ、企業単位または事業所単位に設立されていることは、閉鎖的な個別企業的色彩を現わしているものである。

わが国の医療保険制度に見られるこのような性格なり色彩は、たんに医療保険の分野にだけ存するのではなく、たとえば、労働組合組織における企業別組合性などにも見られるのであり、わが国の労働市場の非横断性に深く根ざしているのであるが、その結果は、賃金や所得の水準の高い者が集まつて多額の保険料を集め、高い給付を行なつている一方、賃金や所得の水準の低い者は低い者だけが集まつて細々とやつていくということにならざるを得ない。

以上に述べたような医療保険の特質は、それぞれの保険財政に格差をもたらし、それが給付の内容についても格差をもたらす有力な原因となつている。いまその現況を見ると、第三九表のとおりである。この表の示す数値については、たとえば、組合管掌健康保険では、保険料率が政府管掌健康保険とは異なり、また、被保険者自身が負担する割合も異なるので、これらを修正して被保険者のふところの痛む保険料実負担額を試算してみると第四〇表のとおりである。一方、企業規模別の賃金の格差と農工間の所得格差についてはすでに前章で述べたが、各医療保険の財政の強弱には、このような企業規模別賃金の格差や農工間の所得格差が反映されているのであり、それが保険給付の格差となつて現われているといふことができよう。このような分立した医療保険制度を通じて全国民の医療保障を行なおうとする場合、いやしくも医療保障という以上その給付水準に非常な格差があつてはならないにもかかわらず、それに対応する保険財政には、宿命的な格差がつきまとうということにならざるを得ない。もちろん、国民に対する医療保障という見地から、医療保険に対する国庫負担という形で、医療保険の給付の格差を縮小し、階層間の不均衡を是正する試みがなされ、たとえば、第三九表において見られる日雇労働者健康保険や国民健康保険における保険給付費に対する保険料額の不足分は、結局のところ国庫負担で埋合わせがされているのであるが、しかしその額が必ずしも多いとはいえず、いぜんとして格差が存在している現状である。また、第三九表の保険給付費は、医療給付や傷病手当金などの保険給付として給付されるものだけを表わすものであるが、医療保険ではこれらの保険給付のほかに、保健施設として、健康診断や健康管理などの保健サービス、診療施設や保養施設の設置利用などが行なわれており、これらの保健施設の面では各制度間に著しい差異があり、保険給付の格差をさらに実質的に広げていることも見のがしてはなるまい。

第39表 保険料額および保険給付額

第39表 保険料額および保険給付額
(34年度) (単位:円)

	保険料額	保険給付額
組合管掌健康保険	15,982	12,547
政府管掌健康保険	10,626	9,955
日雇健康保険	4,654	6,850
国民健康保険	3,475 (730)	5,705 (1,192)
船員保険	19,886	17,986

- (注) 1. 保険料額は、収納額によつた。
 2. 国民健康保険については1世帯当たりの額(かつこ内は1人当たりの額)、その他は被保険者1人当たりの額である。なお、国民健康保険の保険給付額には一部負担金は含まれていない。
 3. 船員保険については、疾病部門だけの数値であり、業務上の傷病に関するものを含む。

第40表 被保険者の保険料実負担額

第40表 被保険者の保険料実負担額
(34年度)

	実負担額	指数
	円	
組合管掌健康保険	6,105	100.0
政府管掌健康保険	5,313	87.0
日雇健康保険	2,278	37.3
国民健康保険	3,475 (730)	56.9 (12.0)
船員保険	5,568	91.2

(注) 1. 第39表の保険料額に被保険者が負担する保険料率の割合を乗じて算定した。
2. 国民健康保険については、1世帯当たりの額(かつこ内は1人当たりの額)、その他は被保険者1人当たりの額である。

(2) しかれば、このような医療保険における格差を縮小していくためには、いかなる方向を考えるべきであろうか。

一つには、世上その必要が叫ばれているように、階層ごとに分立している医療保険を漸次統合し、全国的な基盤の上にたつた医療保険を形成するという方向があろう。しかし、その統合の可能性があるのであろうか。今後の経済成長によつて、わが国経済構造の二重性が漸次解消の方向に向かい、また農業や零細企業の生産性が高められ、わが国の経済構造がいわゆる西欧型の経済社会に改変されるならば、そのときこそ統合の社会経済的な基盤が形成される時期といつてよいのであり、また、医療保険の分立による格差も縮小されるため、逆に統合しなくてもよい事態になるかもしれないが、いずれにしろ、それに至る道は相当に遠いと予想されるし、さらにそれに達するためには、企業経営者や労働者の個別企業意識からの脱却も必要であろう。

次に、統合への道がかなり遠いという認識に立つならば、さしあたってどういう方向を考えるべきであろうか。それは、おそらく国庫負担による格差の縮小という方向であろう。わが国の分立した各医療保険制度の創設は、保険集団としての基礎の強固なものから漸次形成されていつた過程であるが、今回の国民皆保険計画は、必ずしも医療保険を設立させる社会経済的基盤がじゅうぶんに熟した段階において行なわれたものではなく、国民に対する医療保障の制度的整備という観点から、従来医療保険の適用を受けていない階層に対する医療保障の手段として、医療保険の創設を強制したものである。もちろん、これが間違つた政策であつたとはいえない。わが国の社会保障制度全体のしくみ、歴史的な背景、低所得者層に対する医療保障の必要性などから見て、かかる方向以外の方途は考えられないであろう。かくして、最も医療を必要とする低所得者層を比較的多数包含している国民健康保険と日雇労働者健康保険は、特に国庫負担が必要とされる状態であり、かりにそれが多額となつても、必要度がきわめて高いというべきであつて、その充実が強く要請されるのである。同時に、額の多少のみならず、今後は、保険料負担能力の分析や医療保障制度における国家保障の限界などの検討がなされなければならない。また、効率的な国庫負担の技術論として、現在の医療保険の体系の改変も日程にのぼるかも知れない。たとえば、さきに述べた医療保険の統合との関連で、経営主体の問題、長期入院療養を必要とする疾病のみについての全国単一の長期入院医療保険の創設などが考慮されてもよからう。また、結核、精神病などの社会的影響が大きく、かつ、医療費も多額にのぼる疾病について、重点的に医療保険の給付を厚くすることも必要であろう。いずれにしろ、かかる意味において、国庫負担の額の問題のほかに、その効率的、合理的運営が当然に要請されなければならない。

二 第二に、医療保障という観点から医療保険を考える場合、医療保険における格差問題のほかに、医療保険と医療扶助との関連が基本的に再検討されなければならないものとして指摘されよう。

わが国の医療保障の体系は、形式的には医療保険制度を中軸として公衆衛生的見地や社会福祉的見地からの公費負担医療が配され、これを医療扶助という公的扶助制度で補完しているのであるが、医療保険制度においては、被保険者資格に断層があり、また、医療給付水準の低い分野がある。たとえば、受給資格のない被保険者(日雇労働者で日雇労働者健康保険の受給資格を満たさない者、医療保険の給付期間の終わつた者など)、低所得のため国民健康保険の被保険者となりえない者(市町村民税の免除者など)などがかなりあるものと考えられること、国民健康保険の給付率が五割程度にすぎないことなどである。

このような階層は、おそらく最も医療を必要とし、厚い給付を要するものと考えられるのであるが、これらの医療保障を最も必要とする階層には、案外医療保険の適用がなく、自らの負担で不じゅうぶんな医療をするかまたは極貧ということで直ちに医療扶助の適用を受けているかのどちらかではあるまいか。少し極端ないい方をすれば、医療保険でカバーしきれない者がこの断層に放置され、極貧になると医療扶助制度で受けとめるという形になつていっているといつてよいであろう。また、国民健康保険はその給付率が五割で、残りの五割は患者負担であるため、その患者負担の重圧のためにじゅうぶんな療養がなされず、病状が悪化して、さらに多額の医療費を要するようになってはじめて、医療扶助が適用されるという場合も想像されよう。いずれの場合も医療保障全体の立場から見てそれだけむだがあるということがいえよう。救貧より防貧が経済的でもあり、効率的であることはいうまでもない。医療保険をして真の意味で医療保障の中軸的機能を果たさしめ、医療扶助を真の意味で補完的制度たらしめる方向で、医療保険を充実することが必要である。

三 第三に、医療保険と公衆衛生対策との関連について、その不均衡な発展があげられよう。医療保険は傷病を起因とする貧困に対処する組織であるが、それが健康の保障の一環として取り上げられる以上は、傷病の治療費に対する経済保障にとどまらず、傷病そのものの減少、健康の保持増進をも期待できるものでなければならないであろう。すなわち、医療保険は「貧困」の問題もさることながら、「健康」の問題に対しても重大な関心をもつべきことは当然であろう。しかし、果たして医療保険のみでよくこの要請に答えることができるのであろうか。なるほど医療保険の完備は、傷病の早期治療をもたらす契機となるに違いない。また、治療費に対する経済的不安がないため、じゅうぶんな治療と短期間の治ゆをもたらすことも疑いないが、もともと現行の医療保険は、傷病が発生した後の救済措置を直接的自的とするものであつて、疾病そのものを予防し、疾病の発生を減少させることを本来の目的とするものではない。したがつて、医療保険においてある程度の疾病予防の面への配慮が行なわれるにしても、「健康」の問題そのものについての根本的な解決は、医療保険の組織以外に求めなければならないのであり、それがほかならぬ公衆衛生対策である。公衆衛生対策の特質は、疾病の予防に対する直接的な働きかけ、疾病に抵抗し得る健全な肉体と精神の保持、疾病の早期発見の努力と早期治療への啓蒙的な勧奨、さらに疾病の原因の発生を防止するための環境衛生の整備という点にあるのである。「健康」に対する対処のしかたにおいて、公衆衛生的方法が保険的方法と異なる点は、前者が本質的に予防的であり、事後ではなく、事前に行なわれる点にあるのである。

しかるに、わが国の公衆衛生対策は、それ自体の組織と技術能力の向上にかかわらず、その実効をあげる諸条件が整備されている段階に至つておらず、また、国民に対する医療保障という体系としても、両者が必ずしも有機的な関連性をもつて体系化されているとはいいがたい。公衆衛生対策の難航する原因は、わが国社会の近代化におけるは(跛)行性に深く根ざしているものといえよう。すなわち、欧米諸国における疾病予防対策は、全体的傾向としては、急性伝染病対策による赤痢などの急性伝染病の克服(一九世紀後半の急性伝染病対策中心時代)、慢性伝染病対策による結核などの疾病の克服(二〇世紀前半の慢性伝染病対策中心時代)、そして第二次大戦後の成人病対策というように、それぞれの時期における疾病問題に対処した後に、次の段階にはいつていくという歩みが続けたのであるが、わが国においては、矢つぎばやな社会の近代化の結果、前近代的特質が産業、社会、保健衛生などの国民生活の全般にわたつて、克服されないままに残存し、これを衛生面だけに限つてみても、環境衛生施設の整備の立ちおくれ、非衛生的な生活環境の残存、栄養水準の低さなどの前近代的特質が随所に現われている。かくて、赤痢などの急性伝染病や結核のような疾病がいまだ克服されない時期において、すでに欧米諸国と同様な成人病対策や精神衛生対策なども講じなければならないというように、二重三重の対策を同時に講じなければならない、このために公衆衛生の機構自体も負担過重をきたし、また経費もそれだけ多額にのぼらざるを得ない状態となつている。他面、公衆衛生対策による疾病予防活動と疾病の早期発見、早期治療への勧奨は、疾病の治療費に対する経済保障の制度が確立していなければ、その効果は薄く、従来この医療費の保障の面が不じゅうぶんであつたため、公衆衛生対策の効果が減殺されていた事情も見のがされてはならない。

以上に述べたような医療保険制度と公衆衛生対策との不均衡な発展を是正し、わが国の医療保障制度をさらに一段と推進するためには、公衆衛生対策がわが国社会の近代化のは(跛)行性を反映して広範多岐にわたらざるを得ないにせよ、その全般にわたつてこれを強化充実するとともに、医療費の保障制度の充実と並行して総合的な見地から疾病の予防、治療およびリハビリテーションを一貫する有機的な対策を推進していくことが強く要請されるのである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第三章 厚生行政の展望

第四節 児童福祉

児童福祉制度は、身体的にも精神的にも未熟な児童のための福祉制度として、児童の人権を尊重するという観点からも、児童自体の健康と福祉の増進という点からも、児童を有する家庭に対する援護という点からも、あるいは、その他の観点からもこれを論ずることができる。特に、少年非行なかんづく低年齢層における非行の増加傾向が最近著しく、まことに憂慮すべき状況にあり、年少人口の社会的な健全育成問題が真剣に論ぜられなければならないが、ここでは主として、わが国の経済変動ということを念頭におきながら、児童福祉の問題をさぐつてみたい。

わが国の労働市場を長い間黒く覆つてきた過剰労働力の問題の今後の推移を見ると、国民所得倍增計画における試算によると、昭和四五年度の第二、第三次産業の雇用者の需要は三、二〇〇万人と見込まれ、三五年度から四五年度までの一年間における新規学校卒業者と既卒業者の供給のみに依存すると、二、九〇〇万人にしかならず、差引き三〇〇万人の雇用者は、他の給源から求めなければならないとされている。したがつて、技術革新の波に乗つて大きく変ぼうするであろう労働形態に適応しやすい若年労働力に対する需要は、一段と高まることが予想される。現に、大阪府労働部で行なつた「職種別労働力需給状況実態調査」を見ても、わが国の若年労働力に対する需要がいかに高まつてきているかは推測されよう。特に、金属機械産業部門の中卒労働力に対する需要は、大都市の零細企業における若年労働力の充足難を現出せしめ、それがサービス業や小売業における料金や価格の値上げとなつてあらわれているともいわれている。新規労働力の不足は、いまや、注目すべき問題として意識されるに至つたわけである。

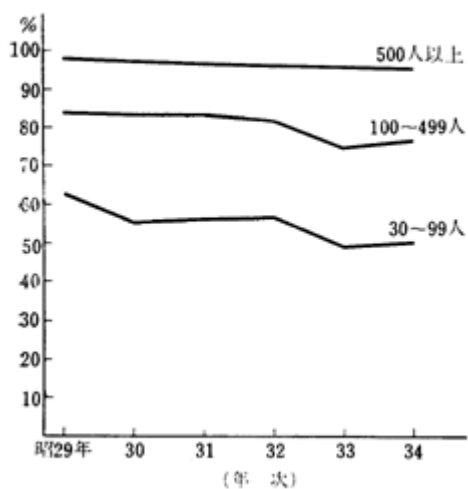
この意味で、人口の資質向上に対する要請が今日ほど高まつているときはないといえる。過剰人口が経済成長のなかで自然に解消されるという認識ではなく、限られた幼少人口をいかに適切に有用な労働力として育成していくのが大きな課題となつてくるわけであり、児童を健全に育てるための諸施策の充実と適切な職業訓練と公衆保健対策の強化が特に要請されるのである。

次に、わが国の社会保障制度において欠けているといわれる児童手当の創設の必要性などについて、わが国の経済構造との関係からふれてみよう。貧困は、老齢、身体障害、生計中心者の死亡、失業などを原因とする所得の喪失や中断、病気やけがなどによる支出の増大などから生ずるばかりでなく、収入と家族数のアンバランスによつても生ずる。その典型的な例は、多子家庭であるが、多子家庭においては、その収入がその扶養児童数の増加に比例してふえるわけではないので、つねに貧困に陥る原因をかかえていることになる。わが国では、扶養家族については家族給または家族手当などが賃金の一部として支給され、さらにわが国に特有の賃金体系とされている年功序列型賃金のしくみのために、年齢が高まる(一般的には扶養家族数もふえる。)につれて賃金も上昇する結果、多子が貧困の重要な原因であるという認識が比較的うすいようである。しかし、果たしてそうであろうか。

まず、賃金の一部として家族給を支給する家族給制度を採用していない企業が相当数あり、特に中小企業ではかなりの数にのぼつている(第七図参照)。わが国では、労働者のうち中小企業労働者が圧倒的多数を占めていることを考慮すると、大部分の労働者が家族給の支給を受けていない(第四一表と第八図参照)。また、中小企業では、年齢が高くなつて扶養家族がふえても、単身者であつたときとあまり変わらない賃金に甘んじなければならない状態である。このことは、企業規模別賃金格差が年齢が高くなるに従つてますます増大することから見ても明らかであろう(第四二表参照)。

第7図 規模別の家族給支給事業所の総事業所に対する割合

第7図 規模別の家族給支給事業所の
の総事業所に対する割合
(製造業)



資料：労働省「給与構成調査」による。

第41表 家族給の推移

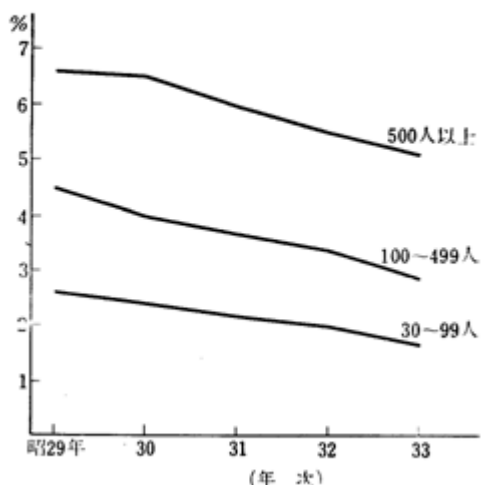
第41表 家族給の推移
(全産業)

	実 額		総給与に対 する比率
	円	%	
29年 9月	726	5.4	
30 9	713	5.2	
32 9	661	4.4	
33 9	592	3.9	

資料：労働省「給与構成調査」による。

第8図 総給与に対する家族給比率の事業所規模別推移

第8図 総給与に対する家族給
比率の事業所規模別推移
(製造業)



資料：労働省「給与構成調査」による。

第42表 事業所規模別に見た男子労働者年齢階級別1か月の賃金

第42表 事業所規模別に見た男子労働者年齢階級別1か月の賃金
(全産業) (単位:円)

	1,000人以上	100~999人	10~99人	1~4人
18才未満	7.424	6.437	5.873	4.988
18~19才	10.602	9.346	8.800	6.388
20~24	14.064	13.189	12.150	9.225
25~29	19.746	18.479	16.266	
30~34	25.086	22.814	19.421	10.832
35~39	29.820	26.120	21.258	
40~49	34.164	28.705	21.984	10.240
50才以上	35.182	25.810	19.704	10.110

資料:10人以上は労働省「昭和34年賃金構造基本調査」により、1~4人は労働省「昭和34年4月毎月勤労統計調査臨時調査」による。

さらに、農業や自営業の場合には、その収入の性質上、扶養家族数がふえたからといってそれに相応して収入がふえないのが一般であろう。こうしてみると、わが国の多数の家庭が収入と扶養家族数とのアンバランスによる貧困の原因を潜在的に有しているといつてよいであろう。しからは、家族給制度に支えられ、また年功序列型賃金体系というベルトの上ののり、エスカレーター式に賃金が上昇していく労働者の場合はどうであろうか。家族給制度については、前掲の第七図によつても注目されるように、家族給制度を採用する企業の割合は、漸次減少する傾向が見られる。一方、家族給制度は、戦後のインフレーションに基づく賃金引上げの際において基本賃金の引上げを回避する目的で採用されたものともいわれており、また、企業の論理からいえば、労働能率が同じである労働者の賃金に、家族があるからといって差異をつけることは変則であり、さらに、若年労働者から見れば、家族給制度により、限られた賃金源資の中での彼らの受取り分の減少を招来することなどから考えて、今後しだいに解消の方向をたどるといつて誤りはないであろう。

他方、年功序列型賃金体系については、最近つとにその反省の声がたかまつているが、それは、さらに今後の企業における設備のオートメーション化や技術革新によつてもたらされる熟練労働者の比重の低下により、ますますその存立をゆすぶられ、職務給体系への移行をせまられるのではなからうか。このように考えれば、現在家族給制度や年功序列型賃金体系に支えられている労働者にとつても、必ずしも前途は明るいものとはいえず、扶養家族をもつ中高年齢層の労働者の立場をしだいに弱めていくであろう。すなわち、家族給制度や年功序列型賃金体系がしだいに崩れていくにしたがつて、中高年齢層の労働者の賃金は相対的に切り下げられるであろうから、さきに述べた中小企業労働者や農業従業者、自営業者の場合と同様な問題を生ずるであろう。このような収入と扶養家族数、特に扶養児童数とのアンバランスによる貧困化を防止するのが、児童手当制度である。すなわち、児童手当制度は、扶養児童が多い家庭に対して児童数に応じて一定額の手当てを支給することにより、社会が責任をもつてその貧困化を防止するとともに、すべての児童が児童として尊重され、保護されながら、健全に育成されることを目的とするものである。

それでは、かかる児童手当制度は、経済成長政策または構造政策といかなる関連を有すると考えるべきであろうか。今後産業構造の高度化を目途として、労働力の移動性を高め、特に農業から第二次、第三次産業への移動を促進するいわゆる脱農化政策が強力に推進されることが予想されるが、このような構造政策が円滑に実施されるためには、労働者とその家族の生活を安定するに足る賃金が保障されなければならないことはいうまでもない。しかしながら、ただ高年齢者であり、扶養家族が多いというだけで、高賃金を得ることはとうてい不可能であるし、また、扶養家族が多い労働者のために企業がそれだけ賃金を多く支払うということになると、企業はかかる労働者の採用を敬遠することは当然であろう。

かくては、たとえば、多くの家族をかかえた零細農民はやむを得ず、狭少な土地に留まる結果となり、構造政策の円滑な推進が妨げられるであろう。また、労働力の移動性を高めるためには、年功序列型賃金体系の是正が要請されているが、児童手当制度は、この賃金体系の是正を側面的に促進するに役だつてであろう。かかる意味において、多子家庭に対する社会保障政策である児童手当制度は、構造政策を押し進めるものとしても重要な役割を果たすであろう。

第一部 総論

第三章 厚生行政の展望

第五節 生活環境施設

わが国における国民生活の欠陥として従来から指摘されていることは、個人の消費水準の向上と生活環境施設のアンバランスの問題である。すでに述べたように、家庭生活において目ざましい耐久消費財の普及によつてその合理化が急速に進んでいるのに対し、水道、下水道などの環境衛生施設、あるいは病院その他の厚生福祉施設などのいわゆる生活環境施設の普及は、著しく遅れており、この点欧米諸国におけるこの種施設の完備した状態とはなほだしい対照を示している。このような現象は、国民個々の人の力ではどうにもできないものであつて、国なり、地方公共団体において、必要な公共施設を整備してはじめて解決できる問題であり、このことは昨年度の厚生白書においても強調しておいたところである。

さて、このような生活環境施設の立ちおくれを、都市、農村に分けて考察してみると、都市においては、都市の基本的施設である上下水道などの環境衛生施設の整備が欧米に比し、百年の遅れを見せている現状であり、一方、農村においては、環境衛生施設の立ちおくれ施設はいうまでもないが、特に、医療機関その他厚生福祉施設などの生活環境施設の整備も都市に比し、著しい立ちおくれを見せている現状である。このような事態に立ち至つたのは、一般的には、わが国の財政力の貧困にその原因があつたといえようが、都市に比し、農村の著しい立ちおくれの原因は、どこにもとめることができるであろうか。それは、都市と農村における諸種の事情の相違によるものと考えられる。都市はいろいろの悪徳、犯罪、不衛生、貧困の温床であるといわれているが、このことは、同時に、生活環境施設に対するニードが都市において最も強いということでもあろう。しかしながら、都市と農村におけるこれらの施設の整備の度合いが都市と農村におけるニードの差のみに基づくとは断定できない。むしろ都市と農村における経済力の差、いいかえれば、都市と農村の富裕度の差を考えるべき要素を多々もつていづてよい。以上のことを別の現象からながめてみると、生活環境施設と産業関連施設のアンバランスとしては握ることができよう。すなわち、最近における公共事業の著しい特徴は、道路、港湾などの直達業に関連し、経済に貢献する度合いを直接的、感覚的に認識することができる公共施設は、年をおつて目ざましい発展を示しているにもかかわらず、国民が日常生活を営むうえにおいて必要不可欠の公共投資、いいかえれば、上下水道、清掃施設、厚生福祉施設などへの投資はきわめてわずかである。すなわち、生活環境施設の経済的貢献度は、いわゆる産業基盤施設のそれと異なり、きわめて微弱であると観念せられているために、たとえ、産業が地方に分散した場合においても、その整備は、つねに等閑視されがちであり、いわんや産業に恵まれない農村地帯においては、これら生活環境施設の整備に優先順位を与えることはまれなのである。かかる状況にあるから、農村では、いまだ相当数の人々が流水を飲用し、医療機関がないため医療を受けることができないなどの現象が現われ、いわゆるへき地として取り残されていくのである。

以上のような生活環境施設の立ちおくれについては、いかなる対策を講ずべきであろうか。いうまでもなく、まず、地方公共団体の財政力を強化することが必要であるから、中央と地方の行財政制度を整備し、弱小地方公共団体にもじゅうぶんな財政能力を付与することが大切であるが、なお、次の点に特段の考慮を払う必要がある。すなわち、第一には、産業の地方分散により、農村においても第二次、第三次産業の振興をはかり、農工間の所得格差を解消する方向においてすべての施策を進めていくことである。第二には、生活環境施設の特に遅れている後進地域に対しては、厚生行政の立場からも集中的な措置を講ずるべきであり、医療機関のへき地対策、同和地区対策は、かかる施策の先駆的姿として理解してよい。最後に、生活環境施設を整備しようとする地方公共団体に対し、じゅうぶんな起債の裏打ちをすることであり、国民年金の積立金あるいは厚生年金保険の積立金は、このために十二分に活用する必要がある。

最近、経済の成長力を伸ばすために公共投資の必要が各方面に叫ばれている。生活環境施設に対する投資も、公共投資にはいつていることはいうまでもないが、公共投資にあつても、生活環境施設以外の道路、港湾、国土保全などのための投資の重要性のみが一面的に強調されているきらいがある。しかし、産業基盤施設などに対する投資とならんで、あるいはこの種の投資をこえて、生活環境施設の充実をはかることが、現在の日本においては、なによりも要望さるべき事柄なのである。いわんや、農村から徴収された零細な資金の集積である国民年金の積立金は、主としてこれら後進地域に還元することが最も望ましいと考えられているのであるから、現在は、まさに生活環境施設の地域的アンバランスを是正する絶好の機会に恵まれているといつてさしつかえない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第四章 所得倍増計画と社会保障

福祉国家における経済計画の意図するところは、個人の自由、企業の創意を前提としつつ、経済を誘導することによつて、経済の成長をはかり、その果実を国民にわかちあたえて、全体としての福祉を増進させることにある。もちろん、生産、分配、消費の各分野にわたつて国が経済を統制しようというのではなく、経済の将来について予測を行なうとともに、それを実現させるために経済を誘導しようとしているのであり、いわば、国民に夢と希望を与えようというのである。このような意味あいにおいて、政府は、経済審議会に対し、「国民所得倍増を目標とする長期経済計画如何」という諮問をしていたが、過日、これに対して答申が行なわれた。それは、今後一〇年の間に国民総生産、ひいては、国民所得を倍増しうるかいなかを吟味し、その可能性を肯定した上で、その目標に達するための政府公共部門の計画とともに、民間部門の予測と誘導方法を明らかにしたものである。いわゆる国民所得倍増計画は、政府、民間の両分野にわたつて、各般の予測と計画をあたえているが、そこに流れる論理をたどれば、一〇年後における国民所得の倍増を目ざして、消費よりもむしろ投資に重点をおいた経済を想定し、投資においては、社会資本の不足が経済の成長のあい路となつている事実を直視し、特に行政投資を重視して計画を策定するとともに、経済の構造変動を推進するための諸施策を構想しているのであり、これにより、わが国経済の二重構造の解消をくわだてるとともに、その解消のための社会保障の役割についても叙述を加えているのである。したがつて、それは、単なる経済計画として、社会保障の側から見ずぐすわけにはいかない要素をもつているものと称すべく、いわば社会計画としての様相を身につけているといつてよい。

さて同計画では、昭和四五年度における振替所得の規模を推計し、合わせて、民生安定施設に対する今後一〇年間の投資計画を策定しているのであつて、この数字は、今後における厚生行政の長期的施策の樹立にあつて、必ず吟味しなければならない素材であり、通過しなければならぬ関門となるといつてもよい。同計画によると、四五年度における振替所得の額は、三三年度価格で、一兆二、九三四億円と推算されている。この額は、過去における振替所得の実績額と国民所得との相関から求めた数値を基礎として算出されたものであり、三五年度の振替所得の額五、四八九億円(三三年度価格)に比べ、二・三五六倍にあつており、年率になおすと約九%の増となるわけである。ここにいう振替所得には、政府管掌各種保険の給付費、生活保護費、留守家族、遺家族に対する給付費のほか、恩給費、公務員退職手当費などがふくまれている。このうち、厚生省所管経費にあたるものは、現在は、約四〇%であるが、これら経費の相対的比重の増加が見込まれるので、四五年度では約六〇%にあたる七、八〇〇億円前後と考へて大過ないであろう。すなわち、三五年度予算における厚生省所管の振替所得は、二、四八六億円(三三年度価格)であるが、いま保険給付費は、今後一〇年間に所得倍増計画における賃金の上昇率(年率約五%)に応じて伸長し、その他の費用については、おおむね過去の実績の線に相応した増加を示すものと想定するとともに、諸制度の内容は、現在のものをそのまま持続するものとすれば、四五年度の振替所得は、約六、〇〇〇億円前後の水準に達するであろう。これに児童手当の創設、国民健康保険などにおける給付の充実、その他内容の改善に要する経費を見込めば、その額は、おおむね七、八〇〇億円前後になるものと試算しうるであろう。もちろん、所得倍増計画における振替所得の額は、総体としての大きさを算出したものであり、その内容に立ちいつた額は示されていないから、このような推定を加えることは、し(恣)意的であるとのそしりをまぬかれないかもしれないが、その審議の経過から考えれば、ある程度の妥当性をもつた想定であると称してよいのではなからうか。

この振替所得の額は、四五年度に予定されている国民所得に対しては、六・一%にあたるが、いつたい、振替所得、ひいては、社会保障費の総体の大きさは、どの程度であるべきであろうか。社会保障が、所得の再分配であるとするれば、なにより、国民所得の大きさに関係していることはいうまでもないが、社会保障費が国民所得のうちにかなる割合を占めるべきかは、一義的にはきめがたい。その際、

考慮すべき要素は、第一に国民所得のうちに占める投資と消費の割合であり、投資型経済をとるか消費型経済をとるかの問題である。このことは、とりもなおさず、一国の経済がいかなる発展段階にあるかによつて異なる。第二に、所得分布の状態である。所得格差が大きければ大きいほど社会保障による再分配が要請され、また、再分配効果も大きい。第三には、社会的緊張の強弱である。その強弱は、ひとえに社会における各種の勢力によつて定まる。しかし、これらの抽象的な標準によつては、社会保障費の国民所得に対する比率を数的に算出することはできない。結局は、ミクロ的に社会保障制度における各種制度のあり方とその給付の妥当性につき個々に検討するのではなく、マクロ的に福祉水準が高いとされている諸国における社会保障費のウエイトを検討する方法をとるよりいたしかたはない。

社会保障の国際比較は、各国における制度の著しい相違もあつて、きわめて困難なことに属する。ここに国際労働機関(ILO)の「社会保障のコスト」(一九五八年)から引用すれば、第四三表のとおりとなる。ここで社会保障というのは、法的規正を受ける制度、公共的諸団体によつて管理されている制度で、強制加入の社会保険、公的扶助、家族手当、公共保健サービス、戦争犠牲者に対する給付、業務上災害補償、公務員に対する特別制度などを包含しており、さきに述べた振替所得の概念とは相当のかけへだたりがある。なお、社会保障費の国際比較をする場合に、しばしば世界統計年鑑(国際連合統計部編)に所載の数字がとりあげられるが、同年鑑にいう社会保障費という言葉の内容は、各国ごとに異なっているため、社会保障の国際間の比較に用いるわけにはいかず、また、振替所得の国際比較としてしばしば用いられる国民所得統計年報(国際連合統計部編)についても、たとえば、イギリスの約五億ポンドに及ぶ国民保健サービスの給付が含まれていないなどの事情があり、同年報にいう振替所得を社会保障費とみなして国際比較することは適当でないと考えて、前掲の「社会保障のコスト」によつたのである。さて第四三表を概観するに、社会保障費の国民所得に対する比率が最も高いグループは、西ドイツ・フランス、オーストリアなどの欧州諸国であつて、国民一人当たり国民所得の額からいえば、むしろ最高に属するグループではなく、これにつぐ諸国である。一人当たり国民所得の最も高いアメリカなどは、社会保障費の対国民所得の比率は、比較的低い。しかし、一人当たり国民所得がきわめて低い諸国においては、社会保障費の比率が必ず低い。これは、貧困な国においては社会保障が発達する余地はきわめて少ないが、あまりにも富裕な国では、逆に社会保障を必要とせず、その中間の国においてはじめて社会保障がじゆうぶんに機能するという平凡な事実をいい表わしているのであろうか。さらには、西ドイツ、フランス、イタリアなどにおいては、社会的緊張がきわめて強く、このため社会保障の発達がうながされたと見るべきであるか。その理由はともあれ、西欧諸国における所得保障に要する費用の国民所得における比率は、一九五三～五四年当時で見ると、約六・五～八・〇%となつており、これに約二%の保健サービスの費用を加えてえた約八・五～一〇%程度が社会保障費の最低水準であると見られる。わが国は、第四三表に示すとおり、その比率は約六・七%にすぎず、同表の諸国の間では第二一位を占めている。

第43表 社会保障支出(1953年から4年まで)の対国民所得比率

第43表 社会保障支出(1953年から4年まで)の対国民所得比率

	比 率		1952~54年 度1人当 たり国民所得			比 率		1952~54年 度1人当 たり国民所得	
	%	順位	金 額	順位		%	順位	金 額	順位
西 ド イ ツ	19.2	1	米ドル 510	15	フィンランド	9.9	15	米ドル 670	14
フ ラ ン ス	18.5	2	740	12	オ ラ ン ダ	9.6	16	500	16
オーストリア	17.0	3	370	19	カ ナ ダ	9.1	17	1.310	2
ベルギー	16.2	4	800	8	ノルウェー	8.8	18	740	12
イタリー	14.7	5	310	20	オーストラリア	8.1	19	950	5
ニュージーランド	12.6	6	1,000	4	ス イ ス	7.6	20	1,010	3
ルクセンブルグ	12.4	7	890	7	日 本	6.7	21	190	23
チェコスロバキア	11.6	8	-	-	イスラエル	6.2	22	470	17
スエーデン	11.5	9	950	5	アメリカ	5.4	23	1,870	1
ユーゴスラビア	11.4	10	-	-	南 亞 連 邦	4.5	24	300	21
デンマーク	11.1	11	750	11	セ イ ロ ン	3.2	25	110	26
イギリス	10.7	12	780	9	ベ ル ー	2.4	26	120	25
アイスランド	10.0	13	780	9	グアテマラ	2.2	27	160	24
アイルランド	10.0	14	410	18	ト ル コ	1.4	28	210	22

資料：The Cost of Social Security (ILO) 1958年版による。

(注) 主要国については、付表3「主要諸国における社会保障費の規模(対国民所得比率)」参照。

さて、これをさきの所得倍増計画における振替所得の推計を基礎として、四五年度の社会保障費の推算を行なってみよう。四五年度の振替所得一兆三、〇〇〇億円には、組管掌健康保険の給付費、児童および母性保護費、公衆衛生諸費などが含まれていないが、ILOの統計にいう社会保障費のうちにはこれらの諸費が含まれているので、その推計額を約二、〇〇〇億円と見込み、これを一兆三、〇〇〇億円に加えると、四五年度の社会保障費は、一兆五、〇〇〇億円程度と推定される。これを四五年度の国民所得二一兆三、〇〇〇億円(三三年度価格)と比較し、その割合を見れば七%となる。これから次のことが指摘されよう。すなわち、さきに西欧諸国の社会保障費の最低水準としてあげた約八・五~一〇%という対国民所得比率は、二九年度における水準であるが、それから一五年を経過した昭和四五年度においても、わが国の比率は、七%にすぎない。諸外国における社会保障の給付水準は、一五年間にさらに向上するのであるから、七%に対比すべき比率は、八・五~一〇%ではなくして、これをさらに上回る比率であろう。ちなみに、一九四九年から五四年までにおける欧州各国の社会保障費の伸びは、第四四表のとおりであるから、右の一五年間における水準の向上は、相当なものがあるにちがいない。してみれば、日本の社会保障の水準が、西欧諸国、別して、西ドイツ、フランスの地位に至るの道ははまだはるかであるといわなければならない。さて、四五年度における社会保障費一兆五、〇〇〇億円のうち、医療関係給付は、七、六〇〇億円で、国民所得の三・六%にあたり、それ以外の現金給付は、七、四〇〇億円で、国民所得の三・四%にあたるものと推定される。これを、さきに記した西欧諸国の社会保障給付水準のうち、保健サービスの対国民所得比率二%、現金給付たる所得保障の対国民所得比率六・五~八・〇%に比べると、医療保障については、これを一・六%こえ、所得保障については、三・一~四・六%足りない。すなわち、医療保障については、二九年当時の西欧各国における最低水準を上回り、所得保障については、はるかにこれにおよばないことになる。

第44表 西欧主要諸国における国民1人当たりの社会保障費指数の推移

第44表 西欧主要諸国における国民1人当たりの
社会保障費指数の推移

	1949	1950	1951	1952	1953	1954
西 ド イ ツ	63	83	88	100	107	112
オ ー ス ト リ ア	65	78	87	100	107	112
ベ ル ギ ー	86	92	91	100	103	105
デ ン マ ー ク	85	92	96	100	106	113
フ ィ ン ラ ン ド	71	77	87	100	105	107
フ ラ ン ス	76	83	91	100	107	116
イ タ リ ア	68	80	83	100	115	125
ノ ル ウ ェ ー	85	93	93	100	109	118
オ ラ ン ダ	85	85	88	100	101	106
イ ギ リ ス	96	96	91	100	99	100
ス エ ー デ ン	91	96	94	100	106	118
ス イ ス	83	89	92	100	104	113

資料：The Cost of Social Security (ILO) 1958年版による。
(注) 1952年を基準とした生計費指数により調整済みである。

日本の社会保障の水準を見定めるための他の一つの方法は、社会保障の最低基準に関する条約を手掛りとするものである。この条約は、一九五二年国際労働機関の総会において採択されたものであつて、社会保障の各部門、すなわち、医療、疾病給付、失業給付、老齢給付、産業災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付および遺族給付の九部門について最低基準を定め、各国の社会保障をできるかぎりすみやかにこの水準まで到達させ、この条約を批准させようというのである。ちなみに、この条約の批准のためには、右の各給付部門のうち、少なくとも三つの部門(そのうちの一つは、失業給付、老齢給付、産業災害給付、廃疾給付または遺族給付であることを要する。)について、最低基準に達しなければならぬことになつてゐる。わが国についてみれば、失業給付および疾病給付についてはほぼ最低基準に達していると思われるが、その他の給付については、基準を満たさない点があり、いまだ批准の域に至つていない。

さて、この条約に定める社会保障の最低基準を四五年度における日本にあてはめた場合、社会保障費の総額はどの程度になるであろうか。この条約の最低基準は、最低基準とはいうものの、各国の社会経済状態の差違を考慮し、幾多の緩和条件がつけられており、かなりの幅があるため、その最低額をいかに算定すべきかについては相当の問題があるが、第四五表の(注)に記されている方法により概算すれば、四五年度の社会保障費は、約二兆円となり、国民所得の約九～一〇%になる。もちろん、欧米諸国といへどもすべての国が同条約の各部門について批准をしているわけではなく、三五年一月一日現在、全部を批准している国は、西ドイツとベルギーのみである。しかし、今後一〇年の間においては、さらにその数を増すとも考えられ、またわずかのかし(瑕疵)によつて批准できない部門をもつ国も多いであろう。したがつて、四五年の日本において、この程度の水準を想定することはかならずしも不当ではなからう。さて、この水準を維持するための経費として推計された額約二兆円は、所得倍增計画の四五年度の振替所得を基礎としてさきに推計した社会保障費一兆五、〇〇〇億円をはるかに上回ることになり、対国民所得比率では、二～三%りようがすることになる。

第45表 45年度における社会保障費の粗推計

第45表 45年度における社会保障費の粗推計

(単位：億円)

	金額
老 齡 年 金	4,100
家族給付(児童手当)	1,000
医 療 関 係 費	7,200
母 性 給 付	500
疾 病 給 付	1,400
生 活 保 護	1,000
そ の 他	5,000
計	20,200

- (注)1. 老齡給付、疾病給付などの給付額は、普通男子労働者の賃金を基準とし、条約に定める給付率(百分率)を乗じて算出した。この場合、普通男子労働者の賃金は、全産業における平均経年数に達しない男子労働者の45年における推計平均賃金を用いた。
2. 老齡年金の支給開始年齢は、65才とした。
3. 家族給付は、15才未満の第3子以降に支給する児童手当とした。
4. 医療関係費は、医療保険による医療給付費(国民健康保険の給付率は7割とした。)、分べん給付費、公衆衛生関係費などを含めた。
5. 公的扶助、児童保護などの条約に定める部門以外の社会保障費については、原則として過去の実績を基礎として推計した。

それでは、所得倍増計画から想定される社会保障費は、なぜこのように西欧諸国の水準にはるかに及ばないのであろうか。これは、さきにも若干ふれたとおり、医療保障はともかくして、所得保障の部門について本格的給付が行なわれていないからである。いいかえれば、国民年金の拠出制老齡年金の給付がはじまつていないからであり、厚生年金保険の老齡年金の支給も恒常状態に達していないからである。かりに四五年度において、国民年金および厚生年金保険が恒常状態に達したものと仮定すれば、その額は三、〇〇〇億円前後と推定される。これを右に述べた四五年度の社会保障費一兆五、〇〇〇億円に加えれば、その合計は、一兆八、〇〇〇億円前後に達することになる。さらに国民所得との比率を見れば、八・六%程度となり、二九年度当初の西欧諸国の水準にかりうじて追いつくことになるわけであるが、その間にこれら諸国の水準も向上するであろう。

わが国の社会保障は、今後、所得倍増計画にいうごとく、経済施策を推し進める力をもつものとして拡充されていくであろう。所得倍増計画そのものに予定している成長率も、過去一〇年間のわが国の経済成長の実績からみて、おそらく間違いなく実現されるであろう。これに伴って、社会保障もまたそこに推計された振替所得に相応した規模をもつに至るであろうし、また、これを実現させるような世論の支持も強くはたらくであろう。しかし、右に見たとおり、計画期間の一〇年を経過しても、西欧諸国の社会保障の水準にわが国のそれを引き上げることは、至難のわざではなからうか。日本を名実ともに福祉国家とするためには、わが国の社会保障は、いまだなすべきことがあまりにも多いのである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare